

KENSHIN DISCLOSURE

2022

けんしんの現況



地元を見つめ、
地元とともに歩み、
地元の発展に
ベストをつくします。

CONTENTS

ごあいさつ	1
当組合のめざすもの	2
業績ダイジェスト	6
健全な経営のために	10
地域とけんしん	18
営業のご案内	30
組織	38
当組合のあゆみ	40
データ編	41



当組合の概要

- | | | | |
|---------|---|------------|---------------------------|
| ■ 名称 | 新潟県信用組合(略称:けんしん) | ■ 出資金(資本金) | 2,360百万円 |
| ■ 理事長 | 赤川 新一 | ■ 店舗数 | 44店舗 |
| ■ 本店所在地 | 〒951-8114
新潟市中央区営所通一番町302番地1
TEL 025-228-4111 | ■ 組合員数 | 77,363名 |
| ■ 創立 | 昭和25年2月25日 | ■ 預金 | 428,049百万円 |
| | | ■ 貸出金 | 182,085百万円
(令和4年3月末現在) |



ごあいさつ

理事長

赤川新一

皆さまには、平素より新潟県信用組合（略称：けんしん）をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

皆さまから当組合に対するご理解を一層深めていただきますよう、ディスクロージャー誌「けんしんの現況2022」を作成いたしました。経営方針や最近の財務状況、業績などをできるだけわかりやすくご説明させていただくことを心がけましたので、ご高覧いただければ幸いに存じます。

令和3年度の県内経済は、新型コロナウイルス感染症の長期化による経済活動の停滞が続き、持ち直しの動きもみられたものの、全体としては厳しい1年となりました。前半は、堅調な海外経済や企業投資の持ち直しを受けて、輸出や設備投資などで回復の動きがみられました。後半は、半導体不足やウッドショックなどの影響により、生産や住宅投資で弱い動きがみられたほか、オミクロン株の流行により「まん延防止等重点措置」が発令されたことなどから、個人消費を中心に足踏みとなりました。年度末にかけては、ウクライナ情勢の悪化に伴う物価上昇や日米間の金利差などを起因とする円安の影響が県内経済にも波及し、幅広い業種で景況感に落ち込みがみられました。

このような環境の下、令和3年度は「第18次中期経営計画（令和元年度～3年度）“持続的な発展のために”～安定した収益構造の構築を目指して～」の最終年度であり、経営課題に「収益力の強化」「組織体制の再構築」「人材育成の充実」「持続可能なビジネスモデルの構築」「アフターコロナの対応」「健全性の強化」の6項目を掲げ、計画の総仕上げとして各種施策に取り組んでまいりました。特に、アフターコロナの対応として新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた取引先を対象とした企業支援活動を通じて、定例的な訪問による実態把握とその動向を踏まえた金融支援や本業支援等に取り組むとともに、事業者やその従業員に対する融資相談や資産運用相談など複合的な金融サービスを提案する活動に取り組んでまいりました。

本年4月より「第19次中期経営計画（令和4年度～6年度）」をスタートいたしました。本計画では、当組合が地域金融機関としての社会的使命を果たしていくために、地域社会・お客様の課題解決に取り組み、地域に寄り添いながら、地域と伴に走り続けることにより当組合の存在力を発揮し、地域との共生を目指していくという考えのもと、テーマを「“地域との伴走・共生”～顧客との信頼関係の再構築・強化を目指して～」といたしました。経営課題としては「人的資源の活性化」「地域力の発揮」「組織体制の確立」「収益力の向上」「健全性の強化」の5項目を掲げ、組織全体で総力をあげて計画の達成に向けて取り組み、地域社会の発展に貢献してまいります。

地元を見つめ、地元とともに72年の歴史を刻んだ当組合が、今後もさらに皆さまから親しまれ信頼される金融機関としてお役に立てますよう、役職員一同全力をあげて邁進する所存でございます。

今後とも変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますよう心からお願い申し上げます。

令和4年7月

- 本誌は、「協同組合による金融事業に関する法律」第6条において準用する「銀行法」第21条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
- 本資料に掲載してある金額は、原則として単位未満を切り捨てて表示しているため、掲載金額の合計と表中の合計欄が一致しない場合があります。
- 本資料に掲載してある諸利回り・諸比率は、原則として小数点第3位以下を切り捨てて、第2位までを表示しております。
- 端数処理の関係から、掲載している構成比の合計が100%とならない場合があります。

けんしんの経営理念

1

社会的使命

地元を見つめ、
地元とともに歩み、
地元の発展にベストを
つくします。

2

経営姿勢

健全な経営をモットーとし、
地域密着をはかり、
人材の育成と職員の
生活向上をめざします。

3

行動規範

常にフレッシュな感覚と
柔軟な発想をもって、
お客様の信頼に
こたえるよう行動します。

当組合の基本方針

新潟県下の中小企業者、勤労者のため相互扶助の精神に基づく
金融の円滑化を通じて経済活動を促進し、かつ、
その経済的地位の向上を図りつつ地域経済の発展に貢献する。

経営ビジョン

当組合では、2022年4月から2025年3月までを計画期間とした「第19次中期経営計画」をスタートさせました。

この中期経営計画では、当組合が地域金融機関としての社会的使命を果たしていくために、地域社会・お客様の課題解決に取り組み、地域に寄り添いながら、地域と伴に走り続けることにより当組合の存在力を発揮し、地域との共生を目指していくという考えのもと、テーマを「地域との伴走・共生」～顧客との信頼関係の再構築・強化を目指して～としています。

本計画は3年計画とし、経営課題として「人的資源の活性化」「地域力の発揮」「組織体制の確立」「収益力の向上」「健全性の強化」の5項目を掲げ、組織全体で総力をあげて計画の達成に向けて取り組み、地域社会の発展に貢献してまいります。

未だ新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況にあり、引き続き感染症の影響を受けられたお客さまへの資金繰り支援や経営改善支援、本業支援など、お客さまの課題解決に向けた支援に万全を期すとともに、コロナ後の地域経済の創造に向けて全力を尽くしてまいります。

5つの経営課題

1

人的資源の活性化

稼働人員の増加と人材の安定的な定着に取り組むことにより適正人員の確保を図ります。また、多様化するお客様のニーズに対して柔軟に対応し、地域で活躍できる自立型の人材育成に取り組めます。働き方改革への取り組みについては、働きやすい職場環境への改善と労働時間の適正化を図り、ワークライフバランスの取り組みを推進します。

2

地域力の発揮

SGM体制の機能強化を図り、ソリューション活動と地域貢献活動を推進します。また、組織的なSDGs活動を展開し、SDGs目標の推進を図ります。更に、営業推進力の強化に向けて、全員営業体制の確立に取り組めます。顧客保護の徹底を図り、CS向上や顧客本位の業務運営への取り組みを実行します。ポストコロナへの対応として企業支援活動や外部機関と連携した課題解決支援を通して、地域経済再生に取り組めます。そして、お客様のライフステージに応じた課題解決支援や事業性評価への取り組みを通じて、コンサルティング機能の強化を図ります。

3

組織体制の確立

店舗体制の最適化を図るため、店舗体制の整備と店舗運営体制の見直しを実施します。併せて、本部機能の強化や営業店業務の支援強化により、営業店支援体制の構築を図ります。また、デジタル化の推進を図るとともに、コスト削減への取り組みや事務負担軽減に向けた取り組みを徹底し、業務の効率化を実現します。

4

収益力の向上

資金収益の増強に重点を置き、貸出金額の増加および貸出金利回りの向上、預金増強に向けた取り組みを実行します。また、全役職員が一丸となって個別推進項目の目標達成や取引基盤の拡大に向けて取り組み、経営基盤を強化します。そして、役員収益の強化や市場運用力の強化などの取り組みを通じて、収益力の向上を図ります。

5

健全性の強化

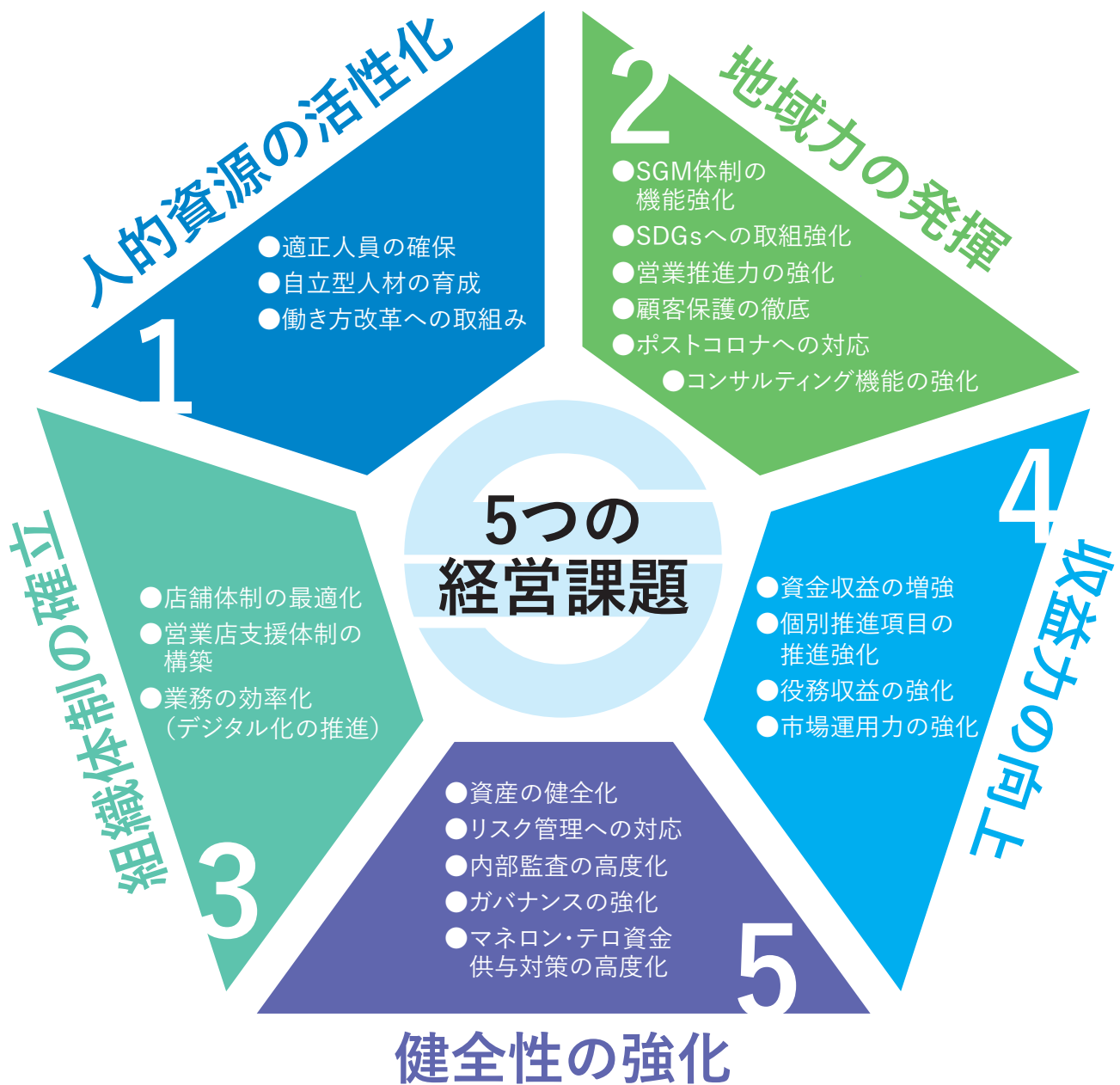
不良債権の発生防止と早期処理などによる資産の健全化に取り組むとともに、信用リスク管理態勢や市場リスク管理態勢の強化を図ります。全役職員のコンプライアンスの徹底とBCP（事業継続計画）やサイバーセキュリティ対策等の強化に向けた取り組みを行います。また、リスクベース監査の確立、経営への牽制機能の構築によるガバナンスの強化を図り、経営の信頼度を高めます。更に、マネロン・テロ資金供与対策管理態勢の強化を図るとともに、反社会的勢力への対応や第4次FATF対日相互審査結果を踏まえた対応策に取り組めます。

第19次中期経営計画(2022年4月～2025年3月)

テーマ

“ 地域との伴走・共生 ”

～ 顧客との信頼関係の再構築・強化を目指して ～



計数目標

業 容



収益性



健全性



効率性



用語解説

●コア業務純益

コア業務純益は業務純益から債券関係損益と一般貸倒引当金繰入額を控除して算出した中核的な業務純益を表します。

●コアOHR

OHRは、業務粗利益（業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額 + 経費）に占める経費の割合で、効率性を表す指標の一つです。コアOHRは業務粗利益から債券関係損益を控除して算出したもので、債券による損益の影響を除いて表示しております。

経営環境

令和3年度の県内経済は、新型コロナウイルス感染症の長期化による経済活動の停滞が続き、持ち直しの動きもみられたものの、全体としては厳しい1年となりました。前半は、堅調な海外経済や企業投資の持ち直しを受けて、輸出や設備投資などで回復の動きがみられました。後半は、半導体不足やウッドショックなどの影響により、生産や住宅投資で弱い動きがみられたほか、オミクロン株の流行により「まん延防止等重点措置」が発令されたことなどから、個人消費を中心に足踏みとなりました。年度末にかけては、ウクライナ情勢の悪化に伴う物価上昇や日米間の金利差などを起因とする円安の影響が県内経済にも波及し、幅広い業種で景況感に落ち込みがみられました。

国内景気については、物価上昇などの影響を受けながらも、感染状況の緩和や経済対策の効果を背景として、個人消費を中心に回復基調が続く見通しです。一方で、ウクライナ情勢の長期化や海外経済の減速などを受けて景気が下振れする可能性があり、先行きには不透明感を含んでいます。また、新型コロナウイルスの国内における感染者数は減少傾向にあるものの、いまだ感染収束が見通せない状況下において、感染再拡大による景気後退のリスクは払しょくされておらず、引き続き感染状況と社会への影響を注視する必要があります。

地域金融機関を取り巻く環境は、長期化するコロナ禍において経済活動を含めた社会全体の生活様式や個人・企業の行動様式が大きな転換期を迎えており、金融機関においても、DX（デジタルトランスフォーメーション）への対応、キャッシュレス決済等をはじめとする非接触型・非対面型の金融サービスの提供など、常に変化するデジタル社会への対応が急務となっています。また、不安定な世界情勢においてサイバー攻撃のリスクも顕在化しており、サイバーセキュリティの堅牢化も求められています。さらに、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の強化、特殊詐欺などの金融犯罪防止や反社会的勢力への対応に向けた取り組みを一層強化する必要があります。

こうした状況のもと、当組合は地域金融機関としての社会的使命を果たしていくために、地域社会と地域のお客様の課題解決に取り組み、地域に寄り添いながら、地域と伴に走り続けることにより当組合の存在力を発揮し、地域との共生を目指してまいります。そして、地域の事業者への資金繰り支援や経営改善支援、本業支援等に積極的に関わり、コロナ後の地域経済の創造に向け、組織全体で総力をあげて取り組む所存でございます。

業績の概要

令和3年度は、第18次中期経営計画（令和元年度～3年度）の最終年度であり、計画の達成に向けて「収益力の強化」「組織体制の再構築」「人材育成の充実」「持続可能なビジネスモデルの構築」「アフターコロナの対応」「健全性の強化」の6項目を経営課題に掲げ、各種施策に取り組みました。

「収益力の強化」については、本業である貸出金利息収入の増強に重点を置き、貸出金量の増強と貸出金利回りの維持・向上に向けて取り組みました。また、ミドルゾーンおよび個人への取り組みを強化し、役務収益の確保や市場運用力の強化など、あらゆるビジネスチャンスをつ捉えて収益の向上を目指しました。

「組織体制の再構築」については、人材定着に向けた取り組みの強化と継続雇用制度の積極活用により適正人員の確保を目指すとともに、営業店の外部環境・内部環境の変化への対応、および人的資源の確保等の合理化に向けて、店舗体制の再構築に取り組みました。また、本部による営業店の支援体制を強化し、事務負担軽減に向けた業務プロセスの効率化・集中化などの業務改革に取り組みました。

「人材育成の充実」については、業務内容に即した実務型研修と金融機関職員としての金融知識やビジネスマナーなど基本的な能力習得に向けた研修により人材育成の強化を図りました。特に、若手職員については、研修カリキュラムに実務演習を積極的に取り込み、金融知識・スキルの習得向上を図るとともに、業務を通じて得られる達成感からモチベーションの向上につなげる取り組みを行いました。

「持続可能なビジネスモデルの構築」については、地方創生推進室を中心に、SGM（Small・Group・Management）体制による地域の特性を踏まえた地域活性化活動と営業推進活動を一層強化することにより、地域とお客様との更なる密着を図りました。また、お客様のライフステージに応じたコンサルティング機能を強化し、お客様の課題解決に向けた支援活動を通じて地域での存在感を高め、経営理念に基づいたSDGsの取り組みとあわせて、地域経済の活性化による地方創生への貢献を目指しました。

「アフターコロナの対応」については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた取引先約2,500先を対象とした企業支援活動を通じて、定例的な訪問による実態把握とその動向を踏まえた取り組み（金融支援、本業支援等）を実施するとともに、事業者やその従業員に対する複合的な金融サービス（融資相談や資産運用相談）を提案する活動を行いました。

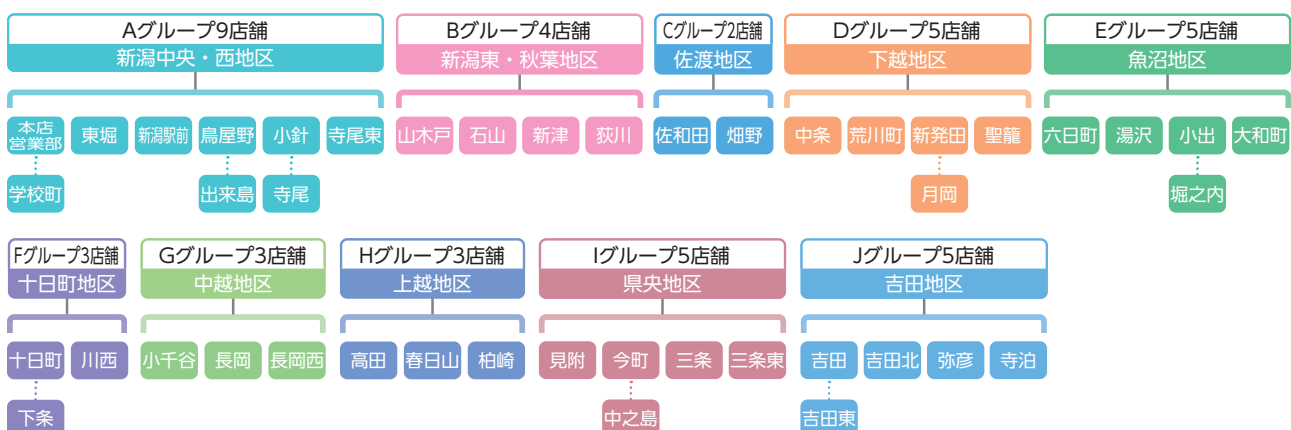
「健全性の強化」については、不良債権の発生防止と早期処理などによる資産の健全化に取り組むとともに、信用リスク管理態勢や市場リスク管理態勢の強化を図りました。また、コンプライアンス意識の浸透を図り、マネロン・テロ資金供与対策、反社会的勢力対応、サイバーセキュリティ対策等の強化に取り組みました。さらに、リスクベース監査の実施と経営への牽制機能強化の発揮による内部管理態勢の強化を図りました。

業務面については、預金残高は個人預金の増加により、前期比57億円増加し4,280億円となりました。貸出金残高は、長期化するコロナ禍の影響による資金需要の低下もあり、前期比11億円減少し1,820億円となりました。

収益面については、貸出金利回り低下の影響はありましたが、預金・貸出金の増強、安定的かつ効率的な余資運用、諸経費削減などに取り組んだことにより、業務純益は前期比490百万円増加の1,490百万円となりました。経常利益は株式等売却損益の影響などにより前期比217百万円増加し1,073百万円に、当期純利益は前期比64百万円増加し747百万円となりました。自己資本比率は前期比0.22ポイント上昇し9.39%となり、引き続き必要とされる基準を十分確保しております。

不良債権の処理額については、個別貸倒引当金繰入額が前期比44百万円減少したことなどから、311百万円となりました。不良債権比率については、不良債権額が前年比24百万円増加したことなどから、前期比0.04ポイント上昇し3.95%となりました。金融円滑化への対応については、引き続き新規融資や貸付条件の変更等の相談、申込みに対して金融円滑化管理方針のもと、適切な取り組みを行いました。

SGM体制組織図 (令和4年7月1日現在)



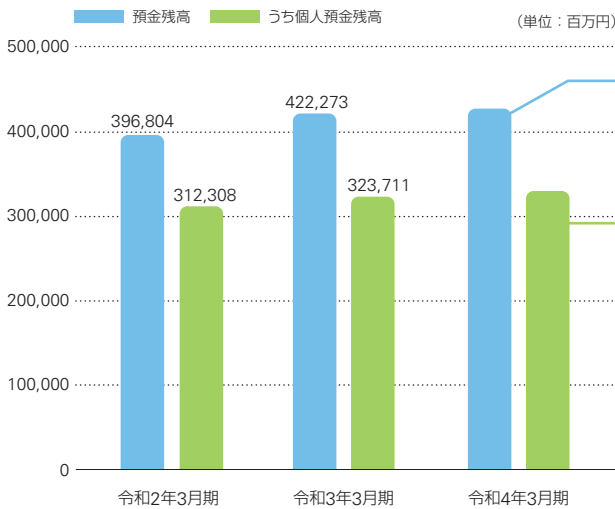
新潟県信用組合のSDGsへの取り組み

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGs 目標	取組事項
<p>4 質の高い教育をみんなに</p>  <p>質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・けんしん育英会 昭和54年に創立30周年事業の一環として設立、令和4年7月現在で累計427名に奨学金を貸与 ・お客様向けセミナーの開催 「創業アカデミー」「事業承継セミナー」「補助金・助成金活用セミナー」「経営アカデミー」等の開催 ・学資ローンの取扱い 入学金、授業料から学生の家賃、生活費等、就学に関わる費用の支援に向けて、「けんしん学資ローンスタディ」を推進
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>  <p>ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職への女性参画 管理職への女性登用にに向けた取組み、継続就労への支援、能力開発・キャリア形成等の取組み
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>  <p>エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再生エネルギー関連事業分野への取組み 地球温暖化対策や再生可能エネルギー事業等のクリーンプロジェクト分野への資金提供について、金融商品等を通じた取組み
<p>8 働きがいも経済成長も</p>  <p>働きがいも経済成長も</p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の安全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業支援活動に基づく経営支援 企業支援活動に基づく経営支援（創業支援、成長支援、経営改善支援、事業承継支援）の取組み ・ビジネスマッチング 当組合のネットワークを活用した「けんしんビジネスマッチングサービス」の取組み、ビジネスマッチング展、商談会等への協賛 ・働き方改革 残業時間の削減による「長時間労働の是正」への取組み、管理者の時間外労働の削減に向けた取組み、シニア人材の活用に向けた取組み
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  <p>住み続けられるまちづくりを</p> <p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1店一貢献運動 平成4年から全店を挙げて取組んでいるボランティア活動などの地域貢献活動 ・地方創生への取組み（SGM活動） 平成28年度からSGM体制を導入し、全店を10グループに分け、各地域の特性を踏まえた営業活動、地域貢献活動を実施 ・地域行事・事業等への参加 地域ぐるみの行事や活動等への積極的な参加による地域住民とのコミュニケーション作り
<p>15 陸の豊かさを守ろう</p>  <p>陸の豊かさを守ろう</p> <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「にいがた緑の百年物語」活動への協賛 公益財団法人「にいがた緑の百年物語緑化推進委員会」の一員として、「緑百年物語」定期預金の募集総額の0.01%相当額を寄付

業績の状況

預金



令和4年3月期

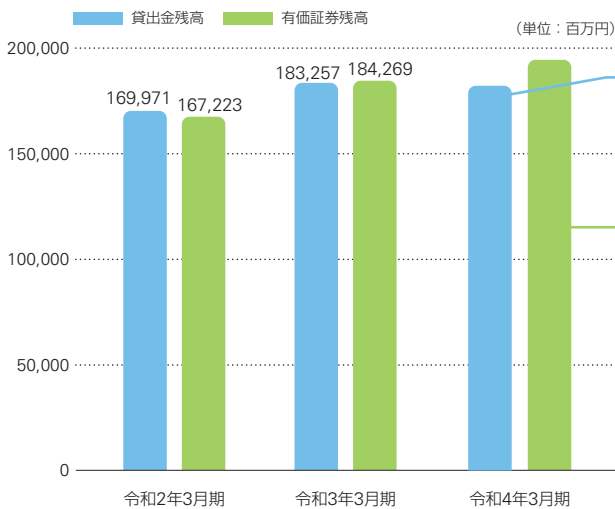
預金残高
428,049 百万円

うち個人預金残高
330,432 百万円

預金残高は前年同期比5,776百万円増加し、428,049百万円となりました。

個人預金残高は、流動性残高ならびに定期性残高等の増加により前年同期比6,721百万円増加し330,432百万円となりました。

貸出金・有価証券



令和4年3月期

貸出金残高
182,085 百万円

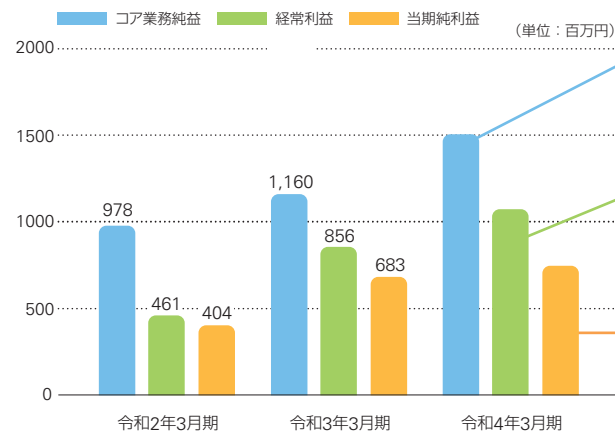
有価証券残高
194,141 百万円

貸出残高は長期化するコロナ禍の影響による資金需要の低下もあり、前年同期比1,171百万円減少し、182,085百万円となりました。

有価証券の期末残高は、国債および投資信託等の購入等により前年同期比9,871百万円増加し194,141百万円となりました。

厳格なリスク管理のもと、当組合に適したリスク量にコントロールしながら収益確保を図っています。

コア業務純益・経常利益・当期純利益



令和4年3月期

コア業務純益
1,505 百万円

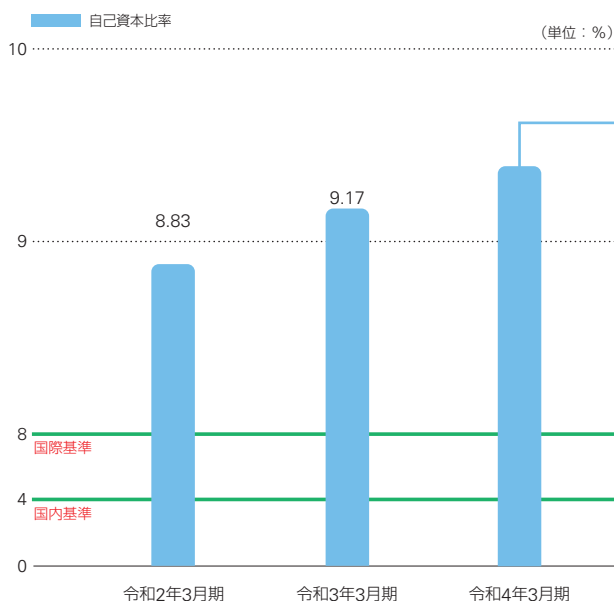
経常利益
1,073 百万円

当期純利益
747 百万円

コア業務純益は、貸出金利息および有価証券利息配当金の増加、経費の減少等により、前年同期比345百万円増加し1,505百万円となりました。

経常利益は、与信費用(個別貸倒引当金繰入)の減少等により、前年同期比217百万円増加し1,073百万円となりました。当期純利益は、前年同期比64百万円増加し747百万円となりました。

自己資本比率



令和4年3月期

自己資本比率 **9.39%**

自己資本比率は、自己資本額が当期純利益の計上により増加した一方、運用資産の増加などからリスク・アセット等が増加し、自己資本比率が9.39%となりました。

引き続き必要とされる国内基準(4.0%)を大きく上回る水準にあります。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本(19,073百万円)}}{\text{リスク・アセット等(203,051百万円)}} \times 100 = 9.39\%$$

用語解説

●リスク・アセット等

信用組合が保有している貸出金や有価証券などの資産に、リスクに応じた掛け目(リスク・ウェイト)を乗じて得た額等(信用リスク・アセット)および信用組合業務におけるシステム障害や事務ミスなどによって損失が生じるリスク(オペレーショナル・リスク)を8%で除した額の合計額

主要経営指標の推移

(金額単位：百万円)

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利益等	経常収益	5,993	5,780	5,958	5,934	5,933
	コア業務純益	955	705	978	1,160	1,505
	経常利益	660	627	461	856	1,073
	当期純利益	566	571	404	683	747
残高等	預金残高	393,191	394,659	396,804	422,273	428,049
	貸出金残高	167,199	165,914	169,971	183,257	182,085
	有価証券残高	165,881	168,107	167,223	184,269	194,141
	純資産額	18,694	19,363	16,312	19,995	17,836
	総資産額	414,865	417,549	418,883	473,861	479,480
	自己資本比率	9.08 %	8.84 %	8.83 %	9.17 %	9.39 %
出資等	普通出資金	2,286	2,278	2,266	2,270	2,260
	普通出資口数	2,286 千口	2,278 千口	2,266 千口	2,270 千口	2,260 千口
	優先出資金	100	100	—	—	—
	優先出資口数	10 千口	10 千口	—	—	—
	普通出資配当金	68	68	67	67	67
	優先出資配当金	0	0	—	—	—
	職員数	400 人	390 人	366 人	364 人	361 人

職員数は、パート、アルバイトを除く常勤職員数を記載しております。

不良債権等の情報

金融再生法に基づく開示債権残高（金融再生法開示債権）は、前年同期比24百万円増加し7,204百万円となり、債権額に占める割合は、0.04ポイント上昇し3.95%となりました。

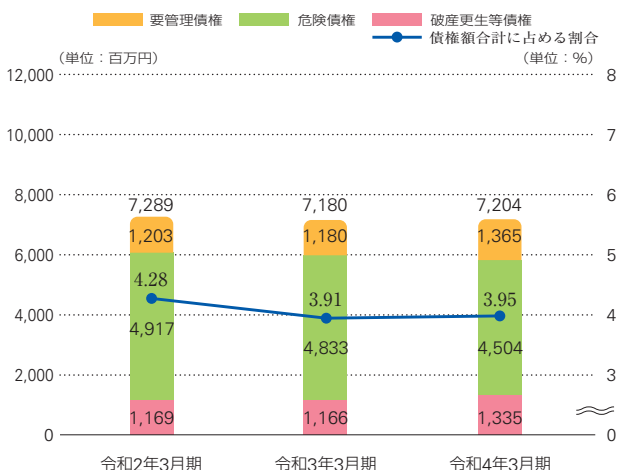
※詳しくは、P.51をご覧ください。

金融再生法による開示債権及び引当状況（令和4年3月31日現在）

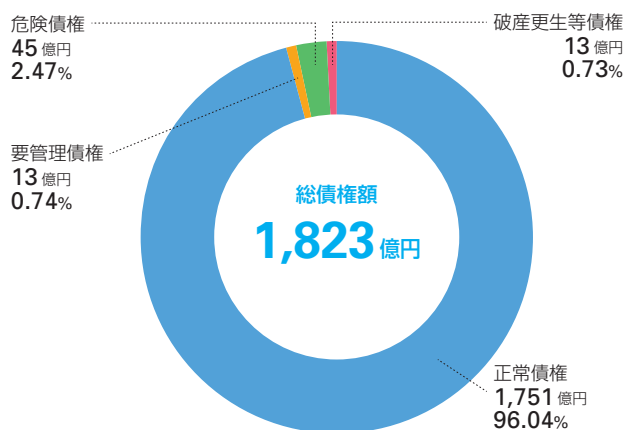
（単位：百万円）

項目	残高 a	担保等保全額 b	貸倒引当金 c	保全率(%) (b+c)/a×100	不良債権額増減 (前年同期比)
破産更生等債権 ① = ② + ③	1,335	1,029	306	100.00	169
破綻先債権 ②	222	216	6	100.00	142
実質破綻先債権 ③	1,113	812	300	100.00	26
危険債権 ④	4,504	2,833	1,141	88.25	△329
破綻更生等・危険債権 ⑤ = ① + ④	5,839	3,863	1,447	90.94	△160
要管理債権 ⑥	1,365	511	99	44.73	184
合計 ⑦ = ⑤ + ⑥	7,204	4,374	1,546	82.18	24
債権額合計に占める割合	3.95%				

金融再生法開示債権



金融再生法開示債権の状況（令和4年3月31日現在）



償却・引当基準

自己査定債務者区分	資産区分(金融再生法)	償却・引当方針
破綻先債権 実質破綻先債権	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	担保・保証等により保全のない部分に対して、100%を償却または引き当てる。
破綻懸念先債権	危険債権	担保・保証等により保全のない部分に対して、債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を引き当てる。上記以外の債権に対しては、過去の貸倒実績率に基づき今後3年間の予想損失額を引き当てる。
要注意先債権	要管理先債権	要管理債権額に対して、過去の貸倒実績率に基づき今後3年間の予想損失額を引き当てる。
	正常債権	過去の貸倒実績率に基づき今後1年間の予想損失額を引き当てる。
正常先債権	正常債権	過去の貸倒実績率に基づき今後1年間の予想損失額を引き当てる。

用語解説

●破産更生等債権

「破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権」であり、破綻先および実質破綻先に対する債権です。

●危険債権

「経営破綻の状況には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権」であり、破綻懸念先に対する債権です。

●要管理債権

要注意先に対する債権のうち、「三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権」を指します。

個人情報保護への取組み

個人情報保護法により、当組合が保有している膨大な個人情報を適正に管理し、情報の漏洩やデータ紛失等の未然防止に努めていかなければなりません。

当組合では、個人情報保護に関する諸規程を制定し、厳正な管理・運営体制により情報の漏洩防止策を講じています。

個人情報保護宣言

当組合では、個人情報および個人番号（以下「個人情報等」という。）保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「法」という。）、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン等の関係法令等（以下、「法令等」という。）を遵守して以下の考え方に基づきお客さまの個人情報等を厳格に管理し、適正に取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言等につきましては、その内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに掲載し、または、各店舗の窓口等に掲示し、もしくは備え付けることにより、公表します。

〈ご質問・相談・苦情窓口〉

当組合では、お客さまからのご質問等に適切に対応させていただきますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、当組合の本店または下記のお問い合わせ窓口までお申出下さい。

新潟県信用組合 新潟県新潟市中央区営所通一番町302番地1
理事長 赤川 新一

お問い合わせ
窓口

総務部 TEL 025-228-4111
〈Eメール〉 webmaster@niigata-kenshin.co.jp/
〈URL〉 https://www.niigata-kenshin.co.jp/

キャッシュカード紛失・盗難時の緊急連絡先

万一、暗証番号を他人に知られたり、キャッシュカードが盗難・紛失にあった場合には下記連絡先までご連絡下さい。

また、キャッシュカードの盗難・偽造被害に遭われた際には、最寄の警察にも届け出下さい。

	受付時間帯	連絡先電話番号	連絡先名称
平日	8:45～17:00	各お取引店電話番号	各お取引店
	17:00～翌朝8:45	0120-531-183	信組ATMセンター
土日・祝日	終日		

※各お取引店の電話番号は店舗一覧(P.39)をご参照下さい。

キャッシュカード犯罪防止対策

● 自動機での1日あたりのカード払出限度額の設定

自動機での1日あたりの出金限度額を50万円までとしました。お客様の申し出により200万円までの出金が可能となります。変更を希望される場合は、窓口へお申し出下さい。

● 自動機による利用制限

自動機の利用を当組合に限定したり、お取引店のみに限定したりすることが可能です。希望される場合は、窓口へお申し出下さい。

● 自動機による振込限度額の変更

1日の振込限度額を50万円までとしました。お客様の申し出により200万円までの設定が可能です。限度額の変更を希望される場合は、窓口へお申し出下さい。

● 類推されやすい暗証番号の使用防止

自動機でのお取引（支払、残高照会、暗証番号変更）の際、入力された暗証番号が類推されやすい暗証番号である場合、ATM画面上に注意喚起および変更をお願いするメッセージを表示します。

● キャッシュカードによる振込取引の一部利用制限

振込詐欺被害からお客様の大切なご預金をお守りするため、70歳以上で1年以上キャッシュカードでATM振込をされていないお客様へは、1,000円を超えるATM振込を制限させていただきます。

● キャッシュカードによる現金出金取引の一部利用制限

カード詐欺被害からお客様の大切なご預金をお守りするため、70歳以上で3年以上キャッシュカードによるATMでのお引出しをされていないお客様へは、10万円を超える現金出金取引を制限させていただきます。

ICキャッシュカードの対応

当組合では、本店営業部をはじめ全店舗のATMにICキャッシュカードの対応をしております。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用下さい。

【窓口：新潟県信用組合総務部】

受付日 月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間 9:00～17:00 電話 025-228-4111

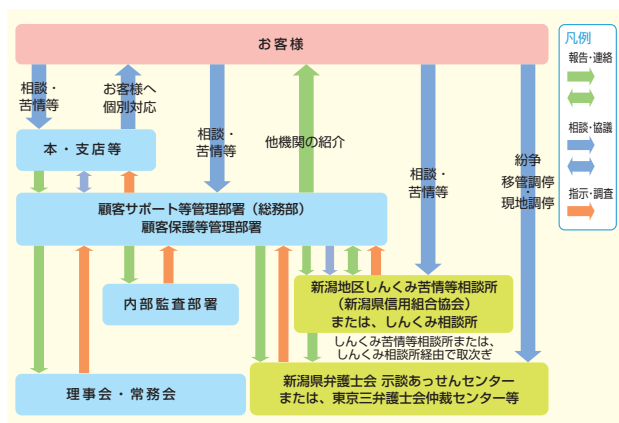
なお、苦情対応の手続きについては、上記窓口へお問い合わせいただくか、店頭ポスターまたは当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.niigata-kenshin.co.jp/>

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所
（電話：03-3286-2648）

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
（電話：0570-022808）



紛争解決措置

新潟県弁護士会示談あっせんセンター（電話：025-222-5533）

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

上記弁護士会にて紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、左記当組合総務部または、新潟県信用組合協会、しんくみ相談所にお申し出下さい（※）。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京都以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ① 移管調停：東京都以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ② 現地調停：東京都の弁護士会の斡旋人と東京都以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京都を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会下さい。

【窓口1：新潟県信用組合協会】

受付日 月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日は除く）

受付時間 9:00～17:00 電話 025-247-7433

住所 〒950-0088 新潟市中央区万代1-1-28（信用組合会館内）

【窓口2：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日 月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間 9:00～17:00 電話 03-3567-2456

住所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）

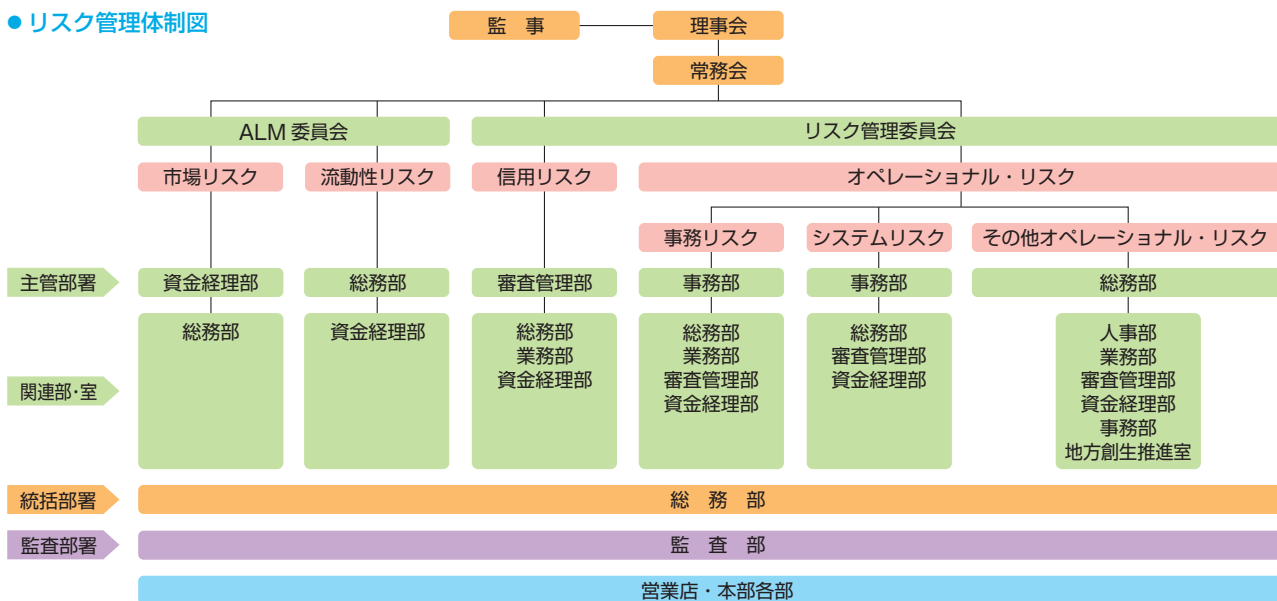
リスク管理体制

金融機関が取り扱う商品の範囲拡大や情報通信技術の発達に伴い、信用リスクや市場リスク、オペレーショナル・リスクなど金融機関が直面しているリスクも複雑化・多様化しております。これらのリスクを適確に把握し対応していくことが金融機関経営の重要な課題になっております。

当組合では、「リスク管理委員会」および「ALM委員会」を設置しており、各リスクをより正確に把握・分析し適正にコントロールするとともに、各リスク管理方針について毎年見直しを行うことや、内部監査によるリスク管理の検証を実施することで態勢の充実に取り組んでおります。

また、業務に内在する各種リスクについて一元的に管理し、総体的に捉えて当組合の業務の健全性を確保するよう「統合的リスク管理体制」を整備するなど、リスク管理の高度化に努めております。

● リスク管理体制図



信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクです。当組合では、審査管理部を主管部として厳正な融資審査の実施に万全を期しております。

具体的には、大口貸出や特定業種への偏重を避けるために与信集中リスク管理やポートフォリオ管理を徹底し、定期的に管理状況を常務会等に報告しております。

信用リスク量の計測はVaRにより行っております。また、ストレス・テストを実施し、信用リスク量を把握しております。

貸出金等の資産自己査定については当組合の「資産自己査定規程」に基づき、保有するすべての資産について、営業店と資産自己査定委員会による二段階の査定体制により厳正な資産査定を行い、さらに監査部において査定結果の適切性・妥当性を検証しております。

また、全店を挙げて経営相談・企業支援活動を積極的に展開し、資産の健全化に向けた取り組みも行っております。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等のさまざまな市場リスクファクターの変動により、保有する資産・負債(オフ・バランス資産を含む)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。

当組合では、資金経理部を主管部として「市場リスク管理規程」および本部における資金の運用基準を定めた「本部資金運用規程」に基づき、資金の運用と管理に万全を期するとともに、経済情勢や金利動向を予測しながら、リスクコントロールと平行して安定的な収益確保ができるよう努めております。

具体的には、金利や価格変動に伴うリスクに対処するため、ALM委員会においてVaR法で計測したリスク量により限度枠(リスク枠・損失限度枠・運用枠)を管理し、その使用状況をモニタリングしております。

また、VaRのバック・テストやストレス・テストを行い、前記のモニタリング結果と併せて定期的に常務会等に状況報告するなどリスク管理態勢の強化に努めております。

用語解説

● VaR (バリュー・アット・リスク)法

過去のデータを使って(観測期間)、一定の期間に(保有期間)、一定の確率で発生し得る(信頼区間)最大の損失額を計測する方法

● バック・テスト

VaRの正確性や適切性を検証する方法

● ストレス・テスト

VaRを補完するため、今後の市場環境(株価、為替、金利、信用スプレッド)を予想したシナリオや過去に発生した市場環境の大きな変動を想定したシナリオ等でリスク量を計測する方法

》 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)および市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより被るリスク(市場流動性リスク)です。

当組合では、金融機関として健全な経営体質を維持し、お客様から信認されることが流動性リスク管理の基本と認識し、管理態勢の強化に努めております。

資金繰りリスク管理を担当する資金経理部は、運用・調達の状況や資金調達力を毎日モニタリングして、円滑な資金繰りの確保に努めております。ALM委員会においてリスク量の把握を行い、定期的に常務会等に報告しております。

また、流動性リスク管理部門の主管部である総務部は、不測の事態が生じた際の対応策を定めるとともに、資金調達にも即時に対応できるよう体制整備を図り、万全を期しております。

》 オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、当組合の業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムの不適切や外生的な事象などにより被るリスクです。事務リスク、システムリスク以外の、法務、風評などその他のリスクについてもオペレーショナル・リスクに含めて管理しております。

● 事務リスク管理

事務リスクとは、預金、為替、融資などの事務において、ミス、不正などから生じる事故によって金融機関が損失を被るリスクです。

当組合では、業務の種類ごとに、事務部(預金・為替・外国為替)、審査管理部(融資)がそれぞれ担当し、事務の厳正化、効率化に努めております。事故の未然防止のため監査部による監査を営業店、本部に対して年1回実施しているほか、各営業店においても毎月1回の店内検査を行っております。さらに、事務部・審査管理部と監査部の連携による営業店への事務指導や、各種研修の開催を通じて事務能力の向上を図るなど、リスクの軽減に取り組んでおります。

また、多様化・複雑化した金融商品の増加に伴って、お客様から商品内容をよくご理解していただき、安心してご利用いただけるよう適切かつ丁寧に説明することとしております。

● システムリスク管理

システムリスクとは、事故や故障によるコンピューターシステムの停止または誤作動、あるいはコンピューターを不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクです。

当組合では、加盟しているしんくみ全国共同センター(SKC)を通じて、災害、回線障害やコンピューター犯罪等に対する安全対策として、コンピューター回線の二重化・暗号化やバックアップセンターの稼働により、万一の障害にも対応できる体制を整備しております。

顧客データに関しても、個人情報保護規程に基づきお客様の情報は適正な方法で入手し厳正な管理・運営体制により取り扱うなど、情報の漏洩防止策を講じております。

また、高度化するサイバー攻撃に組織的に対応するため、「サイバーセキュリティ管理の基本方針」の策定、CSIRTを設置するとともに、他金融機関との情報共有・情報連携を実施しています。

● 法務リスク管理

法務リスクとは、法令・規則および社会倫理上のルールに反することによって損失を被るリスクです。

当組合では、法令等遵守の徹底については最重要項目として取り組んでおります。具体的な内容は下記「コンプライアンス(法令等遵守)体制」に掲載しております。

● 風評リスク管理

風評リスクとは、金融機関自身の行為や状況、および第三者の行為により生じた風評などによって損失を被るリスクです。

当組合では、このリスクが他のリスクに連動する重大性を認識し、お客様からの苦情や要望などに対しては速やかに経営陣へ報告し、適切な対応を行っております。

コンプライアンス(法令等遵守)体制

当組合がお客様の要望にお応えできる金融機関として“信認”いただくためには、経営の健全性向上と信頼関係の構築が必須であり、そのためにはコンプライアンスの強化を欠かすことはできません。

当組合では、信用組合の持つ社会的責任と公共的使命を認識するとともに、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、諸規程や社会規範などのルールを厳格に遵守し、公正かつ健全な業務運営に取り組んでおります。

● コンプライアンス体制

コンプライアンス統括部門を総務部に設置し、各部全店に配置したコンプライアンス責任者との密接な連携により、コンプライアンス活動を積極的に推進し、コンプライアンス体制の整備と強化を図るとともに、コンプライアンスの推進状況を四半期ごとに把握、分析・評価し、コンプライアンスの改善に向けた取り組みを行っております。

また、コンプライアンスのあり方を示した「新潟県信用組合行動綱領」、業務の中で遵守すべき法令・ルールや行動規範を定めた「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配付し、集合研修や職場単位で実施する「コンプライアンス研修会」などで活用してコンプライアンス意識の向上に努めております。

● コンプライアンス・プログラム

コンプライアンス実現のための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を毎年理事会で策定しております。

この計画に基づき、コンプライアンス研修の実施や「コンプライアンス情報レポート」の毎月発行により、コンプライアンス教育・啓蒙活動に積極的に取り組むとともに、各種モニタリング等により、問題の早期発見に努めるなど、コンプライアンス体制の実効性確保に努めております。

全役職員が高い自律心を持ち、コンプライアンス意識の高い企業風土の構築を進めてまいります。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る管理体制

当組合は、健全な経済活動に重大な悪影響を与える可能性のある犯罪組織やテロ組織への資金流入を未然に防止するための体制強化に努めております。

また、当組合の信頼の維持、業務の健全性および適切性の確保のため、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与(以下「マネロン・テロ資金供与」といいます)対策を経営の重要項目として位置付け、経営方針等に基づき、適切な管理体制の構築に取り組んでいます。

● マネロン・テロ資金供与対策管理体制

当組合は、経営陣の主導的な関与のもと、統括部を事務局、関連部を総務部、人事部とし、全店にマネロン責任者を配置し、本部・営業店が密接に連携することにより、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施し、全従業員でマネロン・テロ資金供与対策管理体制の整備と強化に取り組んでいます。

● マネロン・テロ資金供与対策プログラム

マネロン・テロ資金供与対策の体制整備のための具体的な実践計画である「マネロン・テロ資金供与対策プログラム」を経営陣の承認を受け、毎年策定しております。

この計画に基づき、従業員への継続的な研修の実施や「マネロン情報レポート」の毎月発行により、マネロン・テロ資金供与対策に関する知識取得、意識の向上に取り組むとともに、各種法令等を遵守し、取引時確認や各種モニタリング等で適切な顧客管理を実施することにより、問題の早期発見に努めるなど、マネロン・テロ資金供与対策管理体制の実効性確保に努めております。

また、マネロン・テロ資金供与対策の遵守状況について、定期的に内部監査を実施し、監査結果を統括部・関連部と共有することにより、継続的かつ組織的にマネロン・テロ資金供与対策の管理体制の充実に努めております。

総代会について

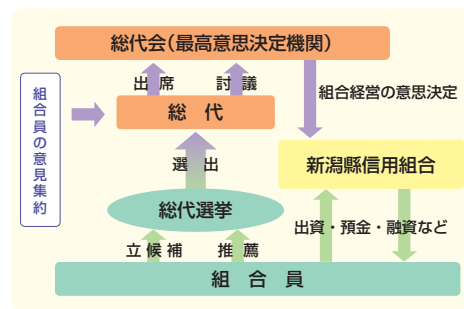
》 総代会の役割・機能・仕組み

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権および選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、77,363名(令和4年3月31日)と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法および定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。



》 総代の選出方法・任期・定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程等に則り、各地区内の組合員3人以上から推薦された方の中から、その地区に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代立候補者の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その立候補者を当選者として投票は行っておりません。

(2) 総代の任期・定数

- 任期は3年です。なお、当組合は地区を16に分け、総代の選出を行っています。
- 定数は100人以上110人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数に応じて定めています。

》 総代会の議決事項

〈第73回通常総代会の議決事項〉

第73回通常総代会が、令和4年6月23日(木)午後2時より、**けんしん**スカイステージにて開催され、次のとおり報告事項がなされ、全議案が可決、承認されました。

■ 報告事項

- 第72期(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)事業報告ならびに貸借対照表および損益計算書報告の件
- 監事の監査報告

■ 議決事項

- 第1号議案 第72期剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 第73期事業計画および収支予算案承認の件
- 第3号議案 理事および監事の報酬総額決定の件
- 第4号議案 組合員の法定脱退に関する件
- 第5号議案 理事および監事選出の件(選挙すべき理事の数1名、選挙すべき監事の数1名)
- 第6号議案 退任役員に対する退職金・慰労金支払いの件



総代の地区別定数・総代数

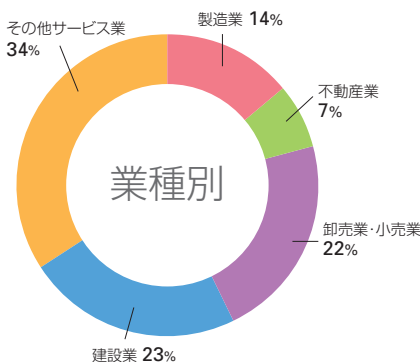
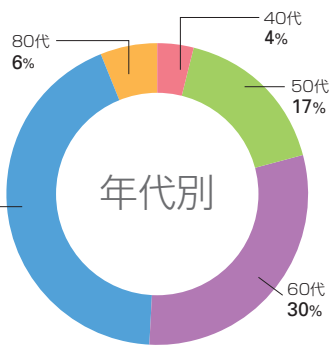
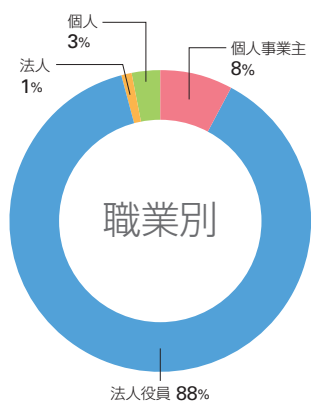
(令和4年7月1日現在)

地区	定数 (人)	総代数 (人)	所属および総代氏名
新津	6	6	新津支店並びに荻川支店を通じて出資した組合員の地区 甲田 耕禄① 木了 勉④ 宮崎 良夫④ 加賀 稔理③ 遠山 博文③ 石井 久以知②
六日町	9	9	六日町支店、湯沢支店並びに大和町支店を通じて出資した組合員の地区 関 隆雄⑥ 勝又 義一⑤ 高橋 辰夫① 種村 徹朗① 森下 佳恵④ 高井 良一③ 高野 榮司② 目崎 悟⑨ 井口 和成⑥
吉田、弥彦	10	10	吉田支店、吉田東支店、吉田北支店並びに弥彦支店を通じて出資した組合員の地区 藤田 廣瀬⑨ 中村 雪江⑥ 星野 光治⑤ 宮路 明彦③ 北村 啓一② 関崎 岩② 今井 道雄③ 深澤 龍雄④ 河村 八郎①① 大山 文雄②
小千谷	5	5	小千谷支店を通じて出資した組合員の地区 阿部 俊幸① 大川 明⑨ 平澤 正次⑨ 大川 晃一④ 山崎 亨④
小出	4	4	小出支店並びに堀之内支店を通じて出資した組合員の地区 柳瀬 良平⑨ 櫻井 進② 井口 陽一① 中村 隆志⑨
三条	5	5	三条支店並びに三条東支店を通じて出資した組合員の地区 高橋 司④ 福田 健男③ 川上 和信① 成田 秀雄⑩ 桐生 哲④
十日町	9	9	十日町支店、川西支店並びに下条支店を通じて出資した組合員の地区 野澤 茂⑩ 関口 研⑨ 阿部 武市⑥ 岡元 松男⑥ 樋口 正文① 小林 重則⑥ 馬場 繁信① 長谷川 茂徳⑨ 長谷川 亮一②
中条	7	7	中条支店並びに荒川町支店を通じて出資した組合員の地区 天木 義人⑦ 佐藤 隆義⑦ 齋藤 喜平⑤ 井上 大輔③ 大平 哲弘② 山田 俊治郎⑦ 金子 良治①
佐和田	5	5	佐和田支店並びに畑野支店を通じて出資した組合員の地区 加藤 健⑥ 若林 信正① 石井 裕子⑤ 本間 雅博⑤ 金子 幹雄③
寺泊	3	3	寺泊支店を通じて出資した組合員の地区 柳下 浩三⑭ 西山 孝⑦ 山田 榮三郎⑦
見附	6	5	見附支店、今町支店並びに中之島支店を通じて出資した組合員の地区 若杉 則行⑤ 近藤 昇④ 根立 利一③ 上村 勝康② 樋山 晴美①
長岡	4	4	長岡支店並びに長岡西支店を通じて出資した組合員の地区 渡邊 義行⑬ 江川 雅信⑩ 古澤 英貴④ 渡邊 泰崇③
柏崎	3	3	柏崎支店を通じて出資した組合員の地区 高橋 義明⑤ 大矢 淳二② 高橋 信行②
高田	4	3	高田支店並びに春日山支店を通じて出資した組合員の地区 三原田 清隆⑧ 白川 宏⑤ 高橋 邦雄⑤
新発田	6	6	新発田支店、月岡支店並びに聖籠支店を通じて出資した組合員の地区 遠藤 利行③ 伊藤 和彦② 下村 栄② 高橋 裕彦② 小川 一雄⑧ 児玉 康夫①
新潟	24	24	上記いずれの地区にも属さない組合員の地区を通じて出資した組合員の地区 長谷川 了⑤ 幸田 敏幸③ 赤川 新一③ 湊谷 秀夫① 長嶋 康行① 廣田 幹人⑤ 梶山 美佐男④ 樋口 正仁④ 田中 光二③ 高野 政芳② 新潟県菓子工業組合⑩ 坂内 洋太郎② 桑野 鞆彦⑧ 廣上 健二郎① 中澤 博⑥ 山崎 直樹① 吉田 貞雄⑨ 三澤 政幸② 伊藤 徳雄① 山本 実⑩ 真島 光雄⑩ 後藤 右介⑤ 増子 信裕⑩ 中野 一春⑤
合計	110	108	

(注) 氏名の後に就任回数を記載しております。

(敬称略、順不同)

総代の属性別構成比 (令和4年7月1日現在)



(注) 業種別は法人、法人役員、個人事業主で構成しております。

報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 役員に対する報酬

(単位:百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	48	70
監事	11	14
合計	59	84

注1. 上記は協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事11名、監事4名です（退任役員を含む）。

注3. 使用人兼務理事6名の使用人分の報酬（賞与を含む）は、42百万円です。

注4. 上記以外に支払った役員賞与金は理事4百万円、監事0百万であり、役員退職慰労金は理事9百万円、監事15百万です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日

付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

注3. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注4. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況

1. 中小企業の経営支援に関する取り組み方針

当組合は、地域に根差し、地域に開かれた積極的な地域貢献への取り組みを行うことが、協同組織金融機関としての最も重要な社会的役割の一つと認識し、金融円滑化管理方針に基づいて、地域金融の円滑化に積極的に取り組んでおります。

①中小企業のお客様からの新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込みに対しては、中小企業の特長や事業の状況、事業についての改善もしくは再生の可能性等を勘案しつつ、適切な審査を行います。また、貸付条件の変更等を行った後の新規融資のお申込みについても、適切な審査を行います。

②中小企業のお客様との貸付条件の変更等の協議にあたっては、お客様の経営改善に向けた取り組みを積極的に支援します。あわせて、他の金融機関や信用保証協会、中小企業再生支援協議会等の関係機関との適切な連携を図ります。

③中小企業のお客様の技術力・成長性や、事業そのものの採算性・将来性を適切に見極めるため、職員に対する研修指導を行います。また、地域密着型金融の推進のなかで、中小企業のお客様の事業の状況・ライフステージに応じた金融仲介機能の発揮はもとより、それぞれの経営課題に応じた最適な解決策をお客様の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援を行っていくことなどを通して、コンサルティング機能のより一層の発揮に努めてまいります。

2. 態勢整備の状況

(1) 企業支援チームの組成

当組合では、中小企業のお客様の経営改善支援・事業再生支援への取り組みを強化することを目的として、平成15年度より企業支援チームを組成しています。

企業支援チームは、当組合に在籍する7名の中小企業診断士の職員などで構成しており、令和3年度は審査管理部4名(うち、中小企業診断士3名)を配置しました(兼任)。

企業支援チームは、企業支援活動に係る営業店サポートのほか、外部専門家や中小企業再生支援協議会等の外部機関との連携を進めています。

また、平成29年度より、お客様の属するライフステージを「創業」「成長」「経営改善」「事業承継」の4つの区分に分けて、企業支援活動の対象先を拡大し、お客様の経営課題解決支援に取り組んでいます。

(2) 経営革新等支援機関の認定

当組合は、平成24年11月5日付で、中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関の認定を受けました。

この制度は、中小企業の財務内容等の経営状況の分析や事業計画の策定・実行支援の業務を行うため、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の者を国が認定する制度です。

当組合では、全44店舗において、経営状況の分析、経営改善計画の策定支援・実行支援についての経営革新等支援業務を取り扱っております。

3. 取り組み状況

(1) 創業・新事業開拓

当組合では、創業や新事業への進出を計画されているお客様に対して、事業計画の策定支援や適切な資金供給への取り組みを行っています。資金面での相談については、平成15年に発売した「創業・新事業支援ローン」のほか、県・市町村制度融資を活用しながら円滑な資金供給に努めています。

【創業・新事業支援融資実績(令和3年度)】

実行先数：52先 実行額：519百万円

(2) 成長段階

当組合では、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資を活用しながら、お客様の事業拡大のための資金需要に対応しています。また、ビジネスマッチングによる新たな販路の獲得等の支援も行っております。

【財務制限条項を活用した商品による融資実績(令和3年度)】

実行件数：22件 実行額：2,189百万円

【動産・債権譲渡担保融資実績(令和3年度)】

実行件数：2件 実行額：237百万円

【ビジネスマッチングの取り組み(令和3年度)】

当組合のネットワークを活用したビジネスマッチング実績成約件数：22件

(3) 経営改善・事業再生・業種転換等

当組合では、平成15年度より、経営改善支援・事業再生支援が必要と判断されたお客様を対象先とした企業支援活動に取り組んでいます。企業支援活動では、経営改善計画の策定支援のほか、その後の進捗状況を月次でフォローしながら、継続的な実行支援に取り組んでいます。

また、抜本的な経営改善支援・事業再生支援が必要と判断された場合には、中小企業再生支援協議会と連携した取り組みや、経営改善支援センターを活用した取り組みを進めています。

【経営改善支援の取組状況】

	令和3年度	
	目標	実績
企業支援活動取組先数	100先	179先
企業支援活動取組先の経営・財務内容改善先数	5先	5先
企業支援活動取組先数	従来からの	994先
企業支援活動取組先の経営・財務内容改善先数	取組先累計	134先

【中小企業再生支援協議会との連携(令和3年度)】

中小企業再生支援協議会を活用した先数：1先

【経営改善支援センターの活用(令和3年度)】

経営改善支援センターを活用した先数：7先

4. 地域の活性化に関する取り組み状況

(1) 一般社団法人新潟県中小企業診断士協会と連携した経営相談サービスの実施

平成28年度より、中小企業診断士がお客様の事務所を訪問して実施する経営相談サービス「けんしんビジネスパートナーシップ」を行っています。令和3年度は申込数18件、サービス開始からの累計申込数は126件となっています。外部専門家を活用しながら、お客様の経営課題解決支援を積極的に進めています。

(2) いがた中小企業支援ネットワークへの参加

全国47都道府県において、信用保証協会を中心に、地域金融機関、政府系金融機関、中小企業再生支援協議会、法務・会計・税務等の専門家、地方公共団体、財務局等が連携し、中小企業の経営改善・事業再生支援を推進するためのネットワークが構築されました。

新潟県においても、50団体が参加して、平成24年10月に「いがた中小企業支援ネットワーク」が構築されており、当組合も幹事の一機関として、幹事会・支援ネットワーク会議での情報交換や経営サポート会議の活用により、迅速な経営改善・事業再生の促進に向けた連携を強化してまいります。

(3) 地域セミナーの開催

中小企業経営者の研鑽およびビジネスマッチングの機会の提供を目的とし、当組合の営業区域内の事業先を対象とした地域セミナーを開催しています。情報提供、経営指導、相談業務の強化を図ることにより、地方創生へ取り組んでまいります。

(4) お客様相談の実施

けんしん本店のお客様相談室では、公認会計士による経営相談、税理士による税務相談、弁護士による法律相談を毎月各1回無料で実施しています。

相談をご希望される方は、お近くのけんしんへお申し出下さい。

(5) 中小企業景況調査の実施

広域にわたり多くの中小企業・小規模企業のお客様から取引をいただいているという当組合の特色を活かして、当組合の取引先を対象とした景況調査を実施しております。

平成24年度からは、それまでの調査項目を見直すとともに調査先数を拡大し、四半期毎に実施しています。今後についても調査を継続し、地域のお客様への情報提供に取り組んでまいります。

地域密着型金融の取り組みと金融仲介機能の発揮状況について

当組合では「地元を見つめ、地元とともに歩み、地元の発展にベストをつくします」を経営理念の1つに掲げており、従来から地域の皆さまに最も身近な金融機関として大きな信頼をいただき、地域に根ざした経営に努めてまいりました。この地域密着型金融への取り組みを通じて、お客様のライフステージに応じた適切な金融仲介機能やコンサルティング機能を積極的に発揮し、地域社会・経済の発展に貢献することが当組合の社会的使命と考えております。

「第19次中期経営計画」では、テーマを「地域との伴走・共生」～顧客との信頼関係の再構築・強化を目指して～として、地域社会・お客様の課題解決に取り組み、地域に寄り添いながら、地域と共に走り続けることにより当組合の存在力を発揮し、地域との共生を目指しております。経営課題の1つである「地域力の発揮」では、SGM体制の機能強化を図り、ソリューション活動と地域貢献活動を通じて、地域社会への貢献を図ります。また、お客様のライフステージに応じた課題解決支援や事業性評価への取り組みを通じて、コンサルティング機能の強化を図り、地域経済再生に取り組んでまいります。

経営理念

地元を見つめ、地元とともに歩み、地元の発展にベストをつくします

第19次中期経営計画(令和4年度～6年度)

テーマ「“地域との伴走・共生”～顧客との信頼関係の再構築・強化を目指して～」

地域密着型金融への取り組み・「金融仲介機能のベンチマーク」の活用

お客様の発展とともに地域経済の活性化に貢献する

(お客様と当組合にとってお互いの利益につながる Win-Win の関係構築)

「金融仲介機能のベンチマーク」とは

取引先企業のニーズや課題に応じた融資やソリューション(解決策)の提供等、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価するための指標であり、以下の3つのベンチマークで構成されています。

共通ベンチマーク	全ての金融機関が金融仲介の取り組みの進捗状況や課題等を客観的に評価するための指標
選択ベンチマーク	各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択できる指標
独自ベンチマーク	各金融機関が金融仲介の取り組みを自己評価するうえで、より相応しい指標がある場合に独自に設定できる指標

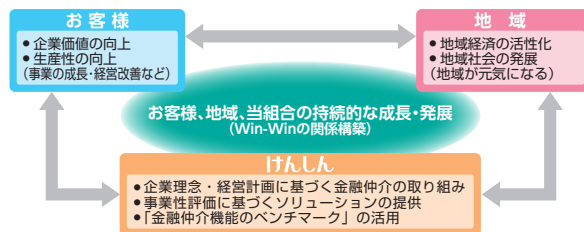
〈地域密着型金融の推進〉

事業性評価の取り組み

当組合では、訪問活動の「質」と「量」を高め、お客様とのコミュニケーションの更なる深化を図り、信頼関係の構築により集積した顧客情報に基づく適切な事業性評価に取り組んでおります。お客様の事業の内容や成長可能性を適切に把握したうえで、課題解決に向けた融資提案や助言などを行い、お客様の企業価値向上を通じて地域経済・産業の発展を支援することで、地方創生に貢献してまいります。

金融仲介機能のベンチマーク(共通)

	令和2年度		令和3年度	
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数・融資残高	225先	291億円	289先	379億円
上記計数の全与信先数・融資残高に占める割合	9.30%	30.50%	11.91%	30.81%



ライフステージに応じたコンサルティング機能の強化

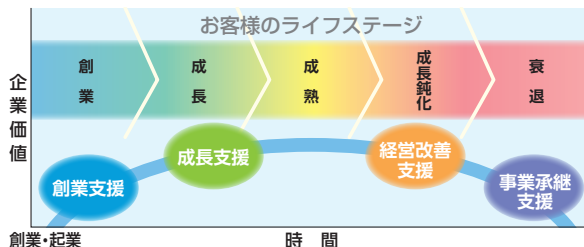
当組合では、お客様のライフステージに応じた金融仲介機能とコンサルティング機能の発揮を通じて、経営課題に応じた適切な金融サービスの提供や企業支援活動に取り組んでおります。企業支援活動では、お客様のライフステージに応じて、支援内容を「創業」「成長」「経営支援」「事業承継」の4つに区分し、最適なソリューションの提供による経営支援に積極的に取り組んでおります。

金融仲介機能のベンチマーク(共通)

(基準日:令和4年3月31日)

	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期	その他
ライフステージ別の与信先数	2,440先	188先	101先	1,578先	229先	312先	32先
ライフステージ別の融資残高	952億円	50億円	38億円	573億円	54億円	178億円	56億円

※法人のみ、その他は財務データのない先



創業支援

当組合では、創業や新事業への進出を計画されているお客様に対して、事業計画の策定や円滑な資金供給による支援活動に取り組んでおります。

また、創業を希望されているお客様や創業後まもないお客様、新たな分野の事業をお考えのお客様を対象として、外部支援機関との連携による「けんしん創業アカデミー」を開催しております。お客様のさまざまなニーズや課題の解決に向けて実践的な内容のカリキュラムで実施しており、積極的に事業活動のサポートに取り組んでおります。

●けんしん創業アカデミー

地域における新たなビジネスや雇用を創出し、地域内の活性化につながる創業の促進を支援するため、全4回コースの「けんしん創業アカデミー」を開催いたしました。

金融仲介機能のベンチマーク（共通）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当組合が関与した創業件数	51件	47件	38件
当組合が関与した第二創業件数	18件	11件	14件



成長支援

当組合では、成長期・成熟期のお客様に対して、事業の成長・拡大に向けた金融仲介の取り組みや企業価値向上への支援に取り組んでおります。お客様とお取引・対話を通じて集積した財務情報と非財務情報に基づき、事業の内容や成長可能性などを適切に評価(事業性評価)し、担保・保証に必要以上に依存することなく、金融仲介機能の発揮に努めております。

また、成長段階における更なる事業拡大などの飛躍を目指されているお客様に対して、当組合のネットワークを活用したビジネスマッチングを推進しており、お客様の販路拡大をサポートしております。また、補助金等に関する各種セミナーや個別相談会を開催しており、お客様の企業価値向上に向けた支援体制を整えております。

金融仲介機能のベンチマーク（選択）

(基準日:令和4年3月31日)

	地元中小企業 与信先数 ①	地元中小企業 向け融資残高 ②	無担保融資 先数 ③	無担保融資 残高 ④	③/①	④/②
地元の中小企業融資における無担保融資先数、及び無担保融資額の割合	5,259先	1,139億円	2,975先	388億円	56.5%	34.0%

※法人、個人事業主

金融仲介機能のベンチマーク（共通）

(基準日:令和4年3月31日)

当組合がメインバンク(融資残高1位)である取引先数・融資残高	1,548先	571億円
上記のうち、経営指標等が改善した取引先数	1,159先	
上記のうち、経営指標が改善した取引先の3年間の融資残高推移	令和元年度 377億円	令和2年度 467億円
	令和3年度 453億円	

※法人のみ

経営改善支援

当組合では、平成15年度より経営改善支援が必要と判断されたお客様を対象として支援活動に取り組んでおります。経営改善支援の対象となるお客様に対しては、経営改善計画の策定支援のほか、その後の進捗状況をフォローしながら、継続的な実行支援に取り組んでおります。また、必要に応じて「新潟県中小企業再生支援協議会」や「一般社団法人新潟県中小企業診断士協会」などの外部専門機関を活用し、積極的な支援活動に取り組んでおります。

金融仲介機能のベンチマーク（共通）

	年度	条件変更総数	好調先	順調先	不調先
中小企業の条件変更先に係る経営改善計画の進捗状況	令和元年度	467先	5先	50先	17先
	令和2年度	447先	5先	36先	25先
	令和3年度	364先	5先	33先	23先

※不調先は、経営改善計画を策定していない先を除いております。

事業承継支援

当組合では、「新潟県事業引継ぎ支援センター」と連携して、お客様の事業承継に対する取り組みの支援を行っております。また、事業承継を検討しているお客様に対して、セミナーや個別相談会を開催し、支援体制を整えております。

●事業承継セミナー

人口減少や高齢化が進展する中で、中小企業者のお客様の円滑な事業承継を支援するため、zoomによるオンラインと新潟会場にて、「事業承継セミナー」を開催いたしました。

金融仲介機能のベンチマーク（選択）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業承継支援先数	29先	19先	11先



地方創生推進室の活性化

「まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版総合戦略）」の策定や円滑な推進を支援するため、地方創生に係る情報を集約し、金融機関に期待される役割を適切に発揮するための具体的な取り組みの検討を行うことを目的として、地方創生推進室を設置しております。

地方自治体が行う地方版総合戦略の策定・推進に関する情報収集・ニーズの把握を行い、本部と営業店が連携して、地方版総合戦略の円滑な実施に積極的に関与してまいります。

オーダーメイド型金融機関として、地域密着型金融への恒久的な取り組みを行ってまいります。

地区別総代懇談会

平成17年度からガバナンスの機能強化に向けた一環として、総代会開催の前に地区ごとの総代を対象とした地区別総代懇談会を実施しております。当組合の経営実態、地域との関わり合いや社会を取り巻く諸問題等を分かりやすく説明、一方、総代より利用者側の視点に立った意見や要望等をいただき、当組合の経営や総代会に反映させております。

令和4年度は、5月18日（長岡会場）、5月23日（新潟会場）にて開催を予定しておりましたが、県内における新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて、地区別総代懇談会の開催を中止いたしました。なお、地区別総代懇談会の開催中止にとまない、総代に対して店舗長が個別に決算内容等を説明いたしました。

ディスクロージャー（情報開示）活動

当組合では、お客様や地域の皆様からけんしんの経営の内容をご理解いただけるよう、経営情報などを開示するディスクロージャー活動を積極的に行っております。

具体的には、当組合の経営の現況を分かりやすくまとめたディスクロージャー誌や経営情報などの発行のほかに、ホームページへの掲載も行っております。

こうしたディスクロージャー活動は、経営の透明性と健全性を確保するうえでとても大切な取り組みです。当組合では、ディスクロージャー誌をただ単に配付するだけでなく、各本・支店の担当者から開示情報のポイントをご説明させていただく心がけております。

● 令和3年度に実施した主なディスクロージャー活動

6月	令和3年3月期決算の「速報版ミニディスクロージャー」を発行
6月	令和3年3月期決算を新聞発表
7月	令和3年3月期決算情報などを掲載したディスクロージャー誌「けんしんの現況2021」を発行
11月	令和3年度9月期の「中間決算期ディスクロージャー」を発行



「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しております。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

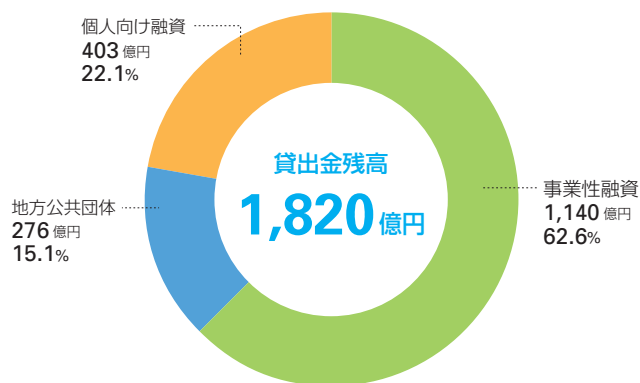
▶▶▶ 「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

	令和2年度	令和3年度
新規に無保証で融資した件数	1,327件	470件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	20.7%	10.7%
保証契約を解除した件数	36件	22件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限る）	4件	0件

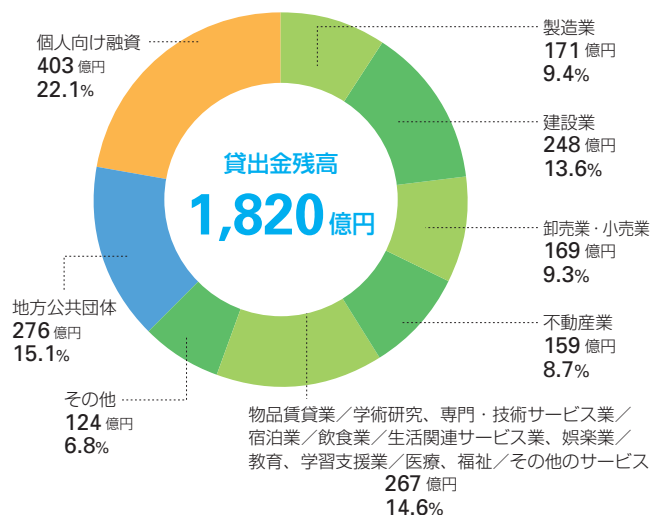
ご融資を通じた地域への貢献

特定地域・業種に偏ることなく、お客様の健全な資金需要には積極的にお応えしております。

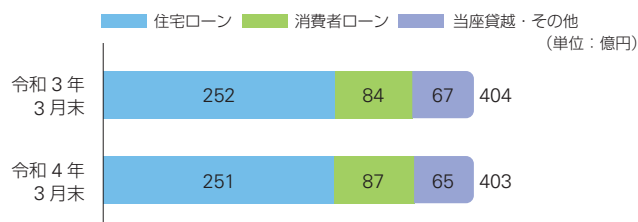
● 貸出金残高の内訳 (令和4年3月末現在)



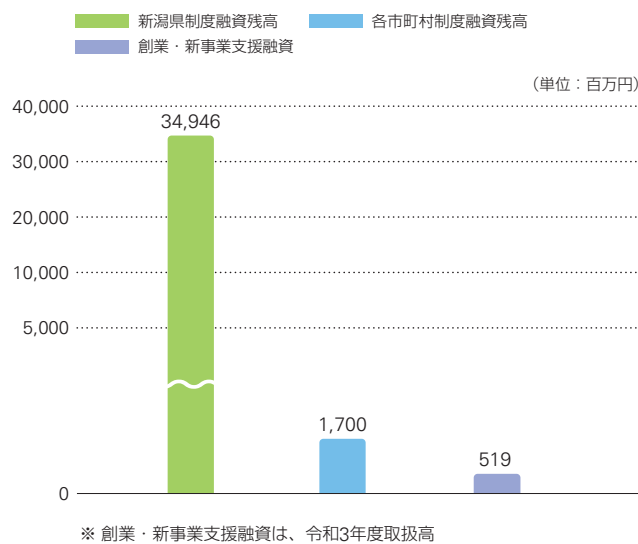
● 貸出金の業種内訳 (令和4年3月末現在)



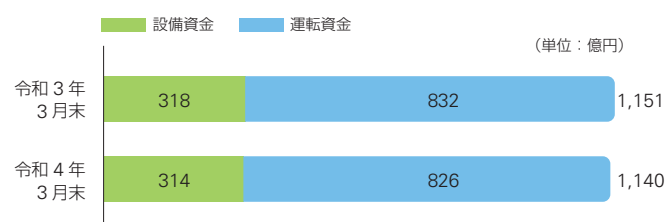
● 個人向け融資の内訳



● 制度融資等の内訳 (令和4年3月末現在)



● 事業性融資の内訳



地元のお取引先企業への円滑な資金供給や経営改善支援は当組合の重要な使命と捉え、お客様からのさまざまな資金オーダーに機敏にお応えできる新商品の開発を進めるとともに提案型・課題解決型営業に努めております。

また、広域型信用組合という特質を活かし、地域の特性に応じた金融仲介機能の強化を図っております。

令和3年度は、長期化するコロナ禍への対応として、事業者に対しては令和2年度から引き続き「新型コロナウイルス感染症対応資金」など新型コロナウイルス感染症関連資金の取扱いを継続しました。また、生活資金全般の資金需要への対応のため新たに「生活サポートローン」の取扱いを開始しました。

地方創生への取り組みについて

当組合は、政府が主導する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」による、地方創生を積極的かつ組織的に推進していくため、地方創生への体制整備として「地方創生推進室」を設置、「SGM体制」による活動を行っております。

令和3年度は、「けんしん創業アカデミー」の開催に加えて、コロナの影響を受けている全ての事業者を対象とした「けんしんChallenge応援セミナー」を開催しました。

地方創生への取り組みを通じて、地域のお客様のライフステージに応じた支援を行い、地域金融機関に期待される役割を適切に発揮、地方版総合戦略の円滑な実施に積極的に関与してまいります。

SGM体制の確立

当組合では、地方創生への取り組みと「持続可能なビジネスモデルの構築(経営課題)」に向けて、平成28年度からSGM体制を導入しています。SGM体制とは、Small Group Managementの略称であり、各SGMグループに担当役員を配置し、本部とグループ店舗の連携強化に取り組んでおります。

具体的には、全店(44店舗)を地域ごとにA~Jの10グループに編成し、各グループ・各地域の特性を踏まえた高密度な営業活動と地域貢献活動を目指しております。特に地域貢献活動では、「SGM地域限定定期積金」の販売、「SGM地域限定融資商品」の販売、行政や商工団体等の地域事業、行事への参加や地域活動への協賛など、各グループがそれぞれの地域における独自性、存在感の発揮に向けた活動に取り組む、地域おこしにつながる地域の事業活動のサポートを通じて、地域社会の発展に引き続き貢献してまいります。

SGM活動の活性化

令和4年度は、SGM活動の活性化を図るため、各グループがソリューション活動(地域課題解決活動)と地域貢献活動(SDGs活動)におけるテーマと活動内容を選定し、各地域におけるお客様の課題解決やSDGs目標の達成に向けた取り組みを積極的に推進してまいります。

● ソリューション活動(地域課題解決活動)

各グループのテーマに沿って地域や取引先の皆さまの課題解決を目的としたサポート活動を展開することで、地域の自律的好循環に関与し、その結果として地域と当組合のwin-winに繋がる取り組みを目指してまいります。

食文化創造都市である新潟の「食」のPRに向けて当組合と地元飲食店が連携し作成した「食のガイドマップ」を普及させる取り組みとして、新潟市などが進めている新潟都心のまちづくり「にいがた2km(ニキロ)」プロジェクトに賛同し、地域を盛り上げる活動を展開してまいります。

● 地域貢献活動(SDGs活動)

当組合では、経営理念とSDGs宣言に基づき、地域社会の持続的な発展のため、各グループにおいて地域貢献に資する活動に取り組んでまいります。

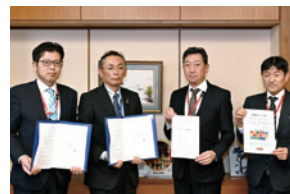
にいがた緑の百年物語緑化運動の「企業の森づくり」への参加による松林の保護活動や高齢者が安心して暮らせる地域づくりをテーマとした特殊詐欺被害防止啓蒙活動、住み続けたい街づくりを目指した海岸清掃活動など、県内各地においてSDGs目標を通じた地域貢献活動を展開してまいります。

見附市との地方創生に関する連携協定の締結について

当組合は、令和3年10月21日、見附市との間で、相互に緊密な連携・協力関係を深め、市民サービスの向上、地域の活性化等を図ることを目的として、下記の通り包括連携協定を締結しました。

【協力事項の内容】

- (1) 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化に関すること
- (2) 地方への移住・定着の推進に関すること
- (3) 結婚・出産・子育ての支援に関すること
- (4) SDGsの普及・推進に関すること
- (5) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること



湯沢町との地方創生に関する連携協定の締結について

当組合は、令和4年3月28日、湯沢町との間で、相互に緊密な連携・協力関係を深め、町民サービスの向上、地域の活性化等を図ることを目的として、下記の通り包括連携協定を締結しました。

【協力事項の内容】

- (1) 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化に関すること
- (2) 地域への移住・定着の推進に関すること
- (3) 結婚・出産・子育ての支援に関すること
- (4) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること



「佐渡を世界遺産に」への応援活動について

当組合は、「佐渡島の金銀山」の世界文化遺産登録に向けた応援活動を実施しております。

このたび世界文化遺産登録の前提となる国内推薦候補に選定されたことで世界文化遺産登録に向けた機運が高まっており、当組合においても本部及び全店舗(44店舗)を挙げて世界文化遺産登録に向けた活動をさらに盛り上げていくことを目指しております。

【応援活動の内容】

- (1) 地域のお客さまへ周知するため、営業店の支店長と担当者は「佐渡を世界遺産に」のピンバッチを着用して、訪問活動を行っています。
- (2) 全店舗において「佐渡を世界遺産に」のPRポスターを掲示、小冊子を備え置くなど啓発活動を展開しております。



フードドライブ活動への協賛活動について

当組合は、社会福祉法人桜井の里福社会が設立した「フードバンク燕・弥彦」におけるフードドライブ活動に協賛し、貧困やフードロス問題について地域の皆さまと一体となって取り組む社会貢献活動を実施しております。

地域住民、行政と連携して個人及び企業から余っている食料品を集め、集めた食料品を必要としている人々に無償で届ける活動となります。

【協賛活動】

- (1) 当組合の各店舗口ビー内にフードドライブ用コンテナを設置、家庭や職場などにある食品を集めるためのスペースを提供しております。
- (2) 各店舗がフードドライブののぼり旗を設置し、PR用チラシも掲示しております。
- (3) 各店舗営業係が訪問先に「フードバンク燕・弥彦」のチラシを配布してフードドライブ活動の周知を行うとともに、活動への協力者を募っています。

【参加店舗】吉田支店、吉田東支店、吉田北支店、寺泊支店、弥彦支店



ビジネスマッチング個別商談会の開催について

令和4年6月17日にけんしんスカイステージにおいて当組合の取引事業者10先が参加し、新潟三越伊勢丹バイヤー2名との個別商談会を開催しました。

新たなビジネスチャンス創出の機会を提供し、販路開拓、新商品開発、商品PR、販売促進等を通じて、事業者へソリューションサービスの提供や事業の発展ならびに地域振興に繋げてまいります。



けんしん地域活性化支援資金

地方の経済や雇用を支える極めて重要な存在である中小企業者のお客様の活動を金融面で後押しするため、積極的な資金供給に取り組むこととし、「けんしん地域活性化支援資金」の取り扱いを行っております。詳しい商品内容は、お取引のある店舗窓口・営業担当にお問い合わせください。

けんしん空き店舗活用支援資金

“地域に寄り添う”“お客様に寄り添う”をコンセプトに、「けんしん空き店舗活用支援資金」の取り扱いを行っております。

この商品の取り扱いを通じて、空き店舗活用等により商店街・地域の活性化に積極的に取り組む各自治体・商工会議所（商工会）等と連携、「空き家」「空き店舗」等遊休不動産をリノベーションの手法などにより事業を行う中小企業のお客様を支援してまいります。詳しい商品内容は、お取引のある店舗窓口・営業担当にお問い合わせください。



けんしん住宅ローン“まちづくり元気応援制度”

対象商品／「けんしんハウスローン（10年固定金利選択型）」

「けんしん・住まいるいちばんネクストV（10年固定金利選択型）」

定住支援割引制度で住宅ローンの融資金利を0.2%引下げいたします。さらに、子育て支援割引制度で3大疾病保障特約付団体信用生命保険の上乗せ金利0.2%を不要といたします。

地方への新しい人の流れと子育て支援を応援し、地域の活性化をサポートいたします。



ビジネスマッチングによる販路拡大支援

当組合では、地域の「食」や「観光」、「ものづくり産業」などのPR活動を通じて、中小企業の販路拡大による産業振興や地域経済の活性化を図るため、商談会等のビジネスマッチングの場を提供しております。当組合のネットワークを活用した「けんしんビジネスマッチングサービス」の情報掲示板には336社（令和4年3月末現在）の登録があり、地域の「強み」である地域資源を新潟県内外へ発信していくことで地方創生への貢献に取り組んでおります。



セミナー等による情報発信

けんしん創業アカデミー

地域における新たなビジネスや雇用を創出し、地域内の活性化につながる創業の促進を支援するため、「けんしん創業アカデミー」を開催しました。

令和3年8月から10月にかけて4回にわたり、【人材育成】【財務】【販路拡大】【経営】をテーマとして、各分野の専門家を招聘しアカデミーを開催しました。会場でのリアル形式と併せてZoomを活用したオンライン形式で開催し、多くの方からご参加いただきました。



けんしんChallenge応援セミナー

新型コロナウイルスの影響を受けている全ての事業者を対象に、新たな分野への進出や事業の再構築など自発的な「チャレンジ」を支援するため、「けんしんChallenge応援セミナー」を開催しました。

令和4年3月に3回にわたり、【販売促進】【事業再生構築補助金】【DX(デジタル化)】をテーマとして、各分野の専門家を招聘しセミナーを開催しました。参加については、Zoomによる完全オンライン形式としました。



事業承継セミナー

人口減少や高齢化が進展する中、中小企業者のお客様の円滑な事業承継を支援するため、「事業承継セミナー」を開催しました。

令和3年11月に3回にわたり【事業承継の基礎知識・重要性】【親族内承継】【第三者承継】をテーマとして、各分野の専門家を招聘しアカデミーを開催しました。会場でのリアル形式と併せてZoomを活用したオンライン形式で開催し、多くの方からご参加いただきました。



新型コロナウイルス感染症への対応について

コロナ禍が長期化するなかで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているお客様を継続的に訪問し、新規融資と条件変更による資金繰り支援に積極的かつ柔軟に取り組んでいます。そして、資金繰り支援後における本業支援(経営改善・事業再生・事業転換)にも外部機関と連携しながら積極的に活動し、コロナ後の地域経済の創造に向けて、組織をあげて全力で取り組んでまいります。

●「新型コロナウイルスに関連する金融相談窓口」の設置

当組合では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けているお客様、今後影響を受ける恐れのあるお客様からのご相談窓口を設置しております。

平日につきましては、サテライト店舗を除く全営業店で午後3時から午後8時まで時間延長し受付しています(予約制)。

●「新型コロナウイルス感染症対策資金」の取り扱い

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の減少等の影響が出ている、または、今後の資金繰り等に支障をきたすおそれがある法人及び個人事業主のお客様に、新型コロナウイルス感染症対策資金を販売しております。

○お使いみち／運転資金

○ご融資限度額／1先あたり2,000万円以内

○ご返済期間／10年以内(1年以内の据置含む)

○ご融資利率／5年以内：1.150%(変動金利)、5年超：1.550%(変動金利)

○担保・保証人など／個別にご相談させていただきます。信用保証協会の保証をご利用いただく場合がございます。

金融円滑化への取り組みについて

当組合は、地域に根差し、地域に開かれた、積極的な地域貢献への取り組みを行うことが、協同組織金融機関としての最も重要な社会的役割の一つと認識し、地域金融の円滑化に積極的に取り組んでおります。

当組合は、平成21年11月に「金融円滑化対策委員会」を設置し、平成22年1月に「金融円滑化管理方針」を制定しました。

お客様からの新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込みについては、お客様のご要望やご事情をきめ細かく把握したうえで真摯に対応しております。

また、お取引先企業を支援するために、当組合の中小企業診断士で構成する企業支援チームが中心となって経営改善計画の策定支援や経営改善策の提案、各種の情報提供などを行っております。

》》「金融円滑化ご相談窓口」の全店設置

お客様から新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込みをいただけるよう全店に「金融円滑化ご相談窓口」を設置しております。

また、平日の営業時間内にご来店が難しいお客様には午後8時までご相談いただけます。(ただし、事前予約が必要となりますので、お取引店にご確認をお願いいたします)

》》金融円滑化への取り組みについて

中小企業金融円滑化法は平成25年3月末に期限が到来しましたが、同法の期限到来後においても、当組合のお客様への対応方針がかわることはありません。金融円滑化管理方針を全役職員に周知徹底し、組織をあげて金融円滑化に取り組んでまいります。

》》「金融円滑化ご相談受付ダイヤル」の設置

「金融円滑化ご相談受付ダイヤル」を設置し、お客様からのご融資、ご返済等に関するご相談、苦情、ご要望等を受付しております。

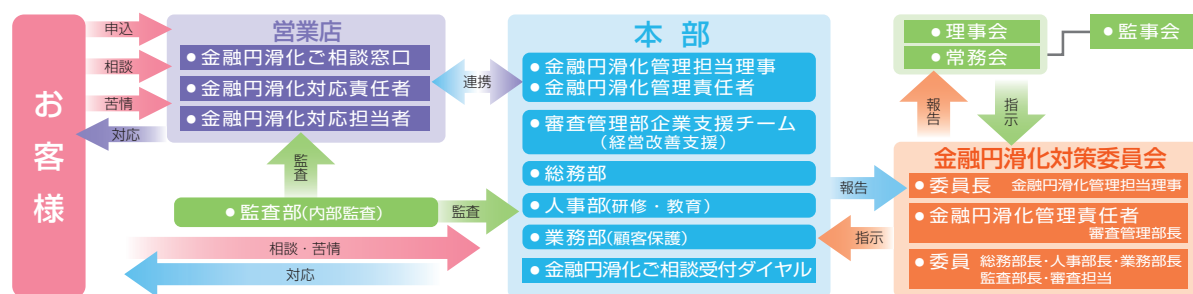


●金融円滑化ご相談受付ダイヤル

0120-417-125

受付時間/9:00～17:00(平日)

〈金融円滑化にかかわる当組合の体制〉



文化的・社会的貢献に関する活動

》 けんしん育英会

けんしん育英会は、昭和54年11月にけんしんの創立30周年記念事業の一環として設立された奨学金貸与事業を行う法人です。新潟県に住所を有する方の子弟で県内の高等学校を卒業後、4年制大学に進学する方を対象に奨学金の貸与を行っております。奨学生は新聞、広報、県内高等学校、ホームページ上で広く公募しており、現在まで累計427名に奨学金を貸与しております。

》 ハッピー・パートナー企業への登録

「ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）」とは、男性も女性も仕事と家庭・その他の活動が両立できるよう環境を整えたり、女性労働者の育成・登用など、職場における男女共同参画の推進に取り組む企業・法人・団体のことです。

当組合は、男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組んでおります。



》 献血サポーター

けんしんは新潟県赤十字血液センターの「献血サポーター」に登録し、献血活動を推進しております。職員による献血活動や緊急時の協力要請などに応じております。



》 1店一貢献運動

平成4年から全店挙げてのボランティア活動「1店一貢献運動」に取り組んでおります。店周歩道・公園・海岸等の清掃活動や古切手・ペットボトルキャップ等の収集による関係団体への寄付など、各店一つずつアイデアあふれる活動を展開しております。



アルミ缶回収作業（総務部）



寺泊海岸清掃活動への参加（寺泊支店）

》 市民アートギャラリー

当組合では、本店のウィンドーディスプレイを「地元の方とけんしんを結ぶ交流の場」として開放しております。小学生を中心とした幅広い方々の作品を展示し、定期的に作品を替えており、アートを通じた「まちのコミュニケーション・スペース」として市民の皆様に親しんでいただきたいと思います。



》 アートステージ

当組合では、けんしんスカイステージ（新潟駅前支店）2階を「アートステージ」とし、市民の皆様の作品展示スペースとして無料開放しております。展示予定は随時ホームページ等でお知らせしておりますので、是非お立ち寄り下さい。



地域とのコミュニケーション

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種行事の開催を自粛いたしました。

》 地元行事への参加

それぞれの地域の皆様と親密なコミュニケーションづくりを目指し、地元ぐるみの行事に積極的に参加しております。地域の催しやお祭りなどへ参加して、心の交流やふれあいの輪を広げております。



南魚沼グルメマラソンのボランティア参加の様子

》 縣信会

けんしんの各店では、お客様方の親睦を図る目的で『縣信会』組織を結成しております。旅行、講演会、新年会、納涼会、スポーツなど、楽しみながらお役に立つ催しを通じて交流を深めていただき、ビジネス・マッチング情報の提供やビジネスチャンス拡大の場としての活動を展開しております。

》 ゆうゆう友の会

当組合で年金をお受取のお客様、およびお受取のご予約をされているお客様がご入会いただけます。

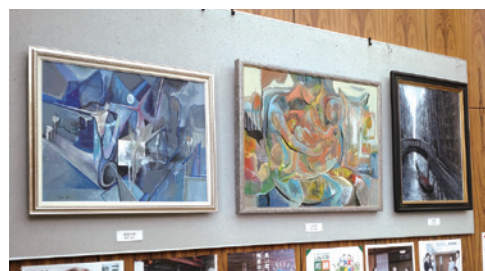
会員のお客様を対象に、提携先のホテル・旅館などによるご優待サービスがお受けいただけます。また、当組合に年金のお受取をご指定いただいているお客様には毎年お誕生日月に粗品をプレゼントしております。



》 ロビー展

けんしんの各店では、ロビーを広く皆様に開放し、絵画展、写真展など各種催し物にご利用いただいております。

来店されるお客様からもご好評をいただいております。



本店営業部でのロビー展

各種ご相談窓口

》 「個人ローンご相談窓口業務」の時間延長

当組合では、個人ローンに関するご相談に迅速かつ適切に対応するため「個人ローンご相談窓口業務」の受付時間延長を実施しております。お電話等による事前の予約制にて、平日の午後3時から午後8時までご相談に対応いたします。お気軽に最寄りの店舗までお問い合わせ下さい。

》 お客様相談室

お客様相談室では、お客様に対して公認会計士による経営相談、税理士による税務相談、弁護士による法律相談を毎月各1回無料で実施しております。ご希望の方は、相談日の前日12時まで「お客様相談室」または最寄りのけんしんで承っておりますので、お気軽にお申し出下さい。

環境に関する活動

SDGs定期預金「緑百年物語」

SDGs定期預金「緑百年物語」を発売いたしました。通常のスーパー定期預金、スーパー定期預金300の5年ものを金利年0.12%でお取り扱いしております。



けんしん「エコリフォームローン“Eセーブ”」

エコ・クリーンエネルギーの関連工事、および同時にリフォーム工事を行う方を対象としたけんしん「エコリフォームローン“Eセーブ”」をご用意しております。通常の「リフォームローン」のご融資金利より年0.30%引き下げてお取り扱いしております。

エコ住宅ローン

「けんしんハウスローン」及び「けんしん・住みいるいちばんネクストV」をご利用される方で「エコ設備（環境対策設備）」を設置する場合、当組合所定金利（新規取扱金利及び引下げ金利適用の方を含む）より0.1%を引き下げしております。

今後も環境配慮型の金融商品の取り扱いにより、お客様の快適なエコライフを応援してまいります。

気候変動キャンペーン「Fun to Share」への参加

当組合は、低炭素社会実現に向けた気候変動キャンペーン「Fun to Share」に参加しております。クールビズやウォームビズ、節電等の低炭素アクションを通じて、身近なところから環境へ配慮した取り組みを進めております。



省資源・省エネルギーの推進

当組合では、省エネルギー対策の一環として、空調運転時間・設定温度の調整や効率照明（LED照明）の導入、紙使用量の削減等に取り組んでおります。現在まで本部および39店舗のロビー・営業室等のLED照明への切替が完了しており、引き続き環境への負荷を軽減する取り組みを積極的に展開してまいります。



本店営業部のロビー



私たち“けんしん”は「にいがた緑の百年物語」をサポートします。

当組合は、環境問題についてお客様と一体となり、SDGs定期預金「緑百年物語」の募集総額の0.01%相当額を、公益社団法人にいがた緑の百年物語緑化推進委員会へ寄付いたします。

寄付金はけんしんが全額負担するもので、お客様の負担はありません。当組合では、社会貢献の一つとして行うこの寄付金がさまざまな緑に変わってまいります。



『にいがた「緑」の百年物語』とは？

地球温暖化が近年大きな問題として取り上げられています。私たちが住む地球のために、美しいふるさとのために、21世紀の百年をかけ緑を守り育て、22世紀に「緑の遺産」を残そうという県民運動です。

活動について

令和3年度緑の募金運動に寄せられた「募金」は、さまざまな緑に変わりました。

募金使途の内訳

- 森づくり・学校林整備緑化事業費
- 記念植樹事業費
- 緑の少年団育成費等

私たち「けんしん」は公益社団法人にいがた緑の百年物語緑化推進委員会の一員です。SDGsの目標である「陸の豊かさを守ろう」に取り組む活動に協賛しております。

SDGsに係る取り組みについて

当組合は、「地元を見つめ、地元とともに歩み、地元の発展にベストをつくします」を経営理念に掲げ、1950年(昭和25年)2月の創業以来、「相互扶助」「地元奉仕」の精神のもと、地域社会の一員として、地域活性化に向けて積極的に取り組んでまいりました。

令和3年7月1日、当組合が、地域金融機関として地域社会の課題解決と成長に向けて取り組み、地域の皆さまとともに、国連が提唱する「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に貢献していくことを目指して、「新潟県信用組合SDGs宣言」を制定、公表いたしました。

また、令和3年10月にSDGsに係る取り組みについてさらに見識を深めるため、外部講師を招聘し役員及び店舗長を対象としたSDGsセミナーを開講しました。

これからも、役職員一人ひとりが共通の認識を持ち、地域の活性化、発展への取り組みを通じて、地域の持続的な発展に貢献できるよう積極的に取り組んでまいります。



新潟県信用組合 SDGs 宣言

新潟県信用組合は、「地元を見つめ、地元とともに歩み、地元の発展にベストをつくします」を経営理念に掲げ、1950年(昭和25年)2月の創業以来、「相互扶助」「地元奉仕」の精神のもと、地域社会の一員として、地域活性化に向けて積極的に取り組んでまいりました。

当組合は、地域金融機関として、これからも地域社会の課題解決と成長に向けて取り組み、地域の皆さまとともに、国際連合が提唱する持続可能な開発目標(SDGs)が目指している持続可能な社会の実現に努めてまいります。

令和3年7月1日
新潟県信用組合
理事長 長谷川 了



SDGsとは

SDGsとは、「Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標」の略称で、2015年9月の国連サミットにて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている国際社会共通の目標であり、貧困の根絶や格差是正、健康・教育、働きがいと経済成長、環境保護など17の目標と169のターゲットで構成されています。地球上の「誰一人として取り残さない」という基本理念を宣言し、2030年までに目標の達成に向けて行動することが求められています。



新潟県信用組合のSDGsへの取組み

SDGs 目標	取組事例
4 質の高い教育をみんなに すべての人々への包括的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	<ul style="list-style-type: none"> けんしん育英会 昭和54年に創立30周年事業の一環として設立、令和3年3月現在で累計417名に奨学金を貸付 お客様向けセミナーの開催 「創業アワード」「事業承継セミナー」「補助金・助成金活用セミナー」「経営アカデミー」等の開催 学費ローンの取扱い 入学金、授業料から学生の家賃、生活費等、留学に関わる費用の支援に向けて、「けんしん学費ローンスタディ」を推進
5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女性の能力強化を行う	<ul style="list-style-type: none"> 管理職への女性参画 管理職への女性参画に向けた取組み、離職後への支援、能力開発・キャリア形成等の取組み
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	<ul style="list-style-type: none"> 再生エネルギー関連事業分野への取組み 地球温暖化対策や再生可能エネルギー事業等のグリーンプロジェクト分野への資金提供について、金融商品等を通じた取組み
8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する	<ul style="list-style-type: none"> 企業支援活動に基づく経営支援 企業支援活動に基づく経営支援(創業支援、成長支援、経営改善支援、事業承継支援)の取組み ビジネスマッチング 当組合のネットワークを活用した「けんしんビジネスマッチングサービス」の取組み、ビジネスマッチング展、商談会等への協賛 働き方改革 就業時間の削減による「長時間労働の是正」への取組み、管理職の時間外労働の削減に向けた取組み、シニア人材の活用に向けた取組み
11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する	<ul style="list-style-type: none"> 1店一貫献運動 平成4年から全店を挙げて取り組んでいるボランティア活動などの地域貢献活動 地方創生への取組み(SGM活動) 平成28年度からSGM体制を導入し、全店を10グループに分け、各地域の特性を踏まえた営業活動、地域貢献活動を実施 地域行事・事業等への参加 地域ぐるみの行事や活動等への積極的な参加による地域住民とのコミュニケーション作り
15 陸の豊かさも守ろう 陸生生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土壌の劣化の防止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	<ul style="list-style-type: none"> 「いがい緑の百年物語」活動への協賛 公益財団法人 いがい緑の百年物語推進委員会の一員として、「緑百年物語」定期例会の募集総額の0.01%相当額を寄付



当組合のニュース

新潟市社会福祉協議会への『空気清浄機』の寄贈について

当組合では、平成4年より本部・全店舗をあげて「1店一貫献運動」として、様々なボランティア・地域貢献活動に取り組んでおります。

このたび、本部及び新潟市内店舗等で空きアルミ缶の回収活動に取り組んでいる「カンカンサークル」では、アルミ缶の回収活動によって得た収益金により、新潟市社会福祉協議会へ空気清浄機(高性能型2台)を寄贈しました。令和4年1月6日(木)、贈呈式を挙りました。



法人・個人事業者向け商品

》》 けんしん地域活性化支援資金(地方創生枠)

地方創生の実現に向けて、地域資源の活用による事業展開、安定した雇用の創出や事業の発展に必要な設備投資を行う法人・個人事業者のお客様に、けんしん地域活性化支援資金(地方創生枠)を販売しております。

- お使いみち
地域資源を活用した事業活動や、事業規模の拡大や経営の効率化を図るための設備投資を行う場合：設備資金及び付随する運転資金
雇用の安定化を図る場合：運転資金
設備資金・運転資金にご利用いただけます。
- ご融資限度額／1先あたり2,000万円以内
- ご返済期間／7年以内(1年以内の据置含む)
- 担保・保証人など／個別にご相談させていただきます。信用保証協会の保証をご利用いただく場合がございます。

》》 けんしん地域活性化支援資金(地域支援枠Ⅱ)

新潟県内で事業を営む法人・個人事業者のお客様に、けんしん地域活性化支援資金(地域支援枠Ⅱ)を販売しております。

- お使いみち／運転資金、設備資金、他金融機関からの借換資金にご利用いただけます。
- ご融資限度額／1先あたり2,000万円以内
- ご返済期間／7年以内(1年以内の据置含む)
- 担保・保証人など／個別にご相談させていただきます。信用保証協会の保証をご利用いただく場合がございます。

》》 けんしん地域活性化支援資金(成長分野枠)

今後の成長性や新規性が期待される分野に取り組む法人・個人事業者のお客様、設備・人材投資に積極的に取り組んでいる者と認められる税の特例を受けている法人・個人事業者のお客様に、けんしん地域活性化支援資金(成長分野枠)を販売しております。

- お使いみち／運転資金・設備資金にご利用いただけます。
- ご融資限度額／1件あたり1,000万円以上
- ご返済期間／1年以上
個別にご相談させていただきます。
- 担保・保証人など／個別にご相談させていただきます。信用保証協会の保証をご利用いただく場合がございます。

》》 けんしん無担保ローン^{あたり}「直千金」

法人のお客様を対象に、無担保・第三者保証人不要・原則3営業日以内のスピード審査で、ご融資金額1,000万円以内、ご融資期間5年以内で販売しております。

》》 けんしん特別融資^{ビップ}VIP

法人・個人事業者のお客様に、けんしん特別融資VIPを販売しております。資金は運転・設備両方ともご用意いたしました。また、金利について固定金利に加え変動金利でのご利用が可能となっております。

- お使いみち／運転資金・設備資金にご利用いただけます。
- ご融資限度額／5,000万円以内(10万円単位)
- ご返済期間／5年以内(据置含む)
- 担保・保証人など／保証人：法人は代表者。個人事業者は原則不要。
担保は必要ありません。

》》 しんくみビジネスローン

2期以上の確定申告を行っている法人・個人事業主のお客様を対象とした「しんくみビジネスローン」を販売しております。

- お使いみち／運転資金・設備資金にご利用いただけます。
- ご融資限度額／法人は50万円以上、1,000万円以内。個人事業者は50万円以上、500万円以内。
- ご返済期間／5年以内
- 担保・保証人など／全国しんくみ保証(株)の保証をご利用いただけます。
保証人：法人は代表者。個人事業者は原則不要。



大型無担保当座貸越

法人で業歴5年以上貸出取引が1年以上で直近2年の各決算において経常利益を計上している方を対象に販売しております。

- お使いみち／事業用運転資金にご利用いただけます。
- ご融資限度額／3,000万円超1億円以内（100万円単位）
ただし、直近の決算で平均月商の2ヵ月以内
- ご契約期間／1年間。資格要件を満たす場合、3回の更新が可能
- 担保・保証人など／保証人：代表者。
担保：原則不要。

中型無担保当座貸越

法人で業歴5年以上貸出取引が1年以上、直近2年の決算のいずれかにおいて経常利益を計上している方を対象に販売しております。

- お使いみち／事業用運転資金にご利用いただけます。
- ご融資限度額／500万円超3,000万円以内（100万円単位）
ただし、直近の決算で平均月商の2ヵ月以内
- ご契約期間／2年間。資格要件を満たす場合、1回の更新が可能
- 担保・保証人など／保証人：代表者。
担保：原則不要。

小型無担保当座貸越

業歴3年以上で当組合との預金または貸出取引が1年以上ある方、直近2年の各決算でキャッシュ・フロー（当期利益＋減価償却費）を計上している方を対象に販売しております。

- お使いみち／事業用運転資金にご利用いただけます。
- ご融資限度額／100万円以上500万円以内（100万円単位）
ただし、直近の決算で平均月商の1ヵ月以内
- ご契約期間／2年間。資格要件を満たす場合、1回の更新が可能
- 担保・保証人など／保証人：法人は代表者。個人事業者は原則不要。
担保：原則不要。

創業・新事業支援ローン、経営改善支援ローン

創業・新事業の展開や経営改善をお考えの法人・個人事業者のお客様を対象に、資金面でのご相談を承っております。

ビジネススーパーローン

個人事業者を対象として、申込み手続きの簡便化やスピード審査を目指し、お取り扱いしております。資金用途は事業資金でお借換え資金にもご利用いただけます。

- お使いみち／運転資金・設備資金にご利用いただけます。
- ご融資限度額／500万円以内（1万円単位）
- ご返済期間／6ヵ月以上10年以内
- 担保・保証人など／不要です。(株)クレディセゾンまたはSMBCコンシューマーファイナンス(株)の保証をご利用いただけます。



個人向け商品

》》 けんしん住宅ローン

住宅のご購入や新築・増改築資金、他金融機関からの住宅ローンお借換えなどにご利用いただけます。
 エコ設備(環境対策設備)の設置などお取引内容に応じて融資金利の引下げを行っております。
 また、「けんしん 住まいるいちばんネクストV」では、がん団信や3大疾病団信に加え、ケガや病気により所定の就業不能状態に該当した場合の備えとして、住宅ローンのご返済を保障する就業不能団信がセットされた「3大疾病団信・就業不能団信」へのご加入も可能です。

「けんしん・住まいるいちばんネクストV」

【ご融資金額】最高10,000万円以内 【ご融資期間】最長35年以内
 全国保証(株)の保証をご利用いただけます。

「けんしん・ハウスローン」

【ご融資金額】最高5,000万円以内 【ご融資期間】最長35年以内
 保証料は不要です。



》》 けんしんリフォームローン

「リフォームローン」

ご自宅のリフォーム、増改築、住宅設備機器のご購入や空き家解体資金など幅広くご利用いただけます。
 【ご融資金額】最高1,500万円以内 (空き家解体資金：最高500万円以内)
 【ご融資期間】最長20年以内 (空き家解体資金：最長10年以内)

「エコリフォームローン“Eセーブ”」

エコ関連設備のご購入や設置など環境に配慮した設備等にご利用いただけます。
 【ご融資金額】最高1,500万円以内 【ご融資期間】最長20年以内



》》 けんしんフラット35およびけんしんフラット50

(独)住宅金融支援機構の証券化支援事業(買取型)を活用した長期固定金利型住宅ローンです。

「けんしんフラット35」

ご融資金額100万円以上8,000万円以内、ご融資期間は最長35年。

「けんしんフラット50」

ご融資金額100万円以上8,000万円以内、ご融資期間は最長50年と長期で安定した固定金利を選択されるお客様のニーズにお応えいたします。

》》 けんしん無担保借換ローン

他金融機関からの住宅ローンお借換え資金にご利用いただける無担保借換ローンです。
 【ご融資金額】最高2,000万円以内 【ご融資期間】最長20年以内



》》 けんしんマイカーローン

自動車(自動二輪車含む)ご購入資金、修理・車検費用、他金融機関・他社マイカーローンお借換え資金に加え、自動車購入資金とご返済中のマイカーローンの一本化など自動車関連資金に幅広くご利用いただけます。
 【ご融資金額】最高1,000万円以内 【ご融資期間】最長10年以内
 保証会社別に2商品をご用意しております。



》》 職域提携企業向けフリーローン

当組合と「職域提携制度」を締結している事業所等にお勤めの従業員の方(代表者・役員を含む)限定のフリーローン商品です。「職域提携制度」とは、当組合と職域提携をしていただいた企業・事業所等へお勤めの方へ優遇サービスを提供する制度です。ご融資金額は10万円以上500万円以内。ご融資期間は最長10年。従業員の皆様のライフスタイルをサポートいたします。



》 けんしん学資ローン

お子さまの進学に必要な入学金、授業料、生活費等の就学に関わる費用などにご利用いただけます。

就学期間中はお利息のみのお支払いで、限度枠内ならいつでもATMからご利用いただけます。

【ご融資金額】最高1,000万円以内 【ご融資期間】最長16年以内
保証会社別に2商品をご用意しております。



》 けんしんのフリーローン

ローンお借換え、おまとめ、冠婚葬祭費用、旅行、教育、車両関連資金などお使いみちが自由な各種フリーローン商品をご用意しております。

年金受給者、パート・アルバイトの方でもご利用いただけます。

「スーパーローン」

【ご融資金額】最高500万円以内 【ご融資期間】最長10年以内

「プレミア・フリーローン」

【ご融資金額】最高800万円以内 【ご融資期間】最長10年以内



》 けんしんカードローン

クレジット等の借換え、旅行、ショッピングや急に資金がご入用の時などお使いみち自由で、限度枠内ならお客さまが必要なときにいつでもご利用いただけるカードローン商品をご用意しております。

「プレミア・カードローン」

【ご融資金額】最高500万円以内 【ご融資期間】1年毎の自動更新

「セーフティN」

【ご融資金額】最高30万円以内 【ご融資期間】1年毎の自動更新



》 「生活サポートローン」

新型コロナウイルス感染症や災害等により影響を受けている個人および個人事業者のお客様に当面の生活資金としてお使いいただけるローン商品をご用意しております。(取扱期間令和5年3月31日まで)

- お使いみち／新型コロナウイルス感染症や災害等により影響を受けている方が必要とする生活資金全般。但し、事業資金、当組合からの債務返済資金は除きます。
- ご融資金額／10万円以上300万円以内
- ご融資期間／6ヶ月以上10年以内



》 プレミアム金利付定期預金 そなえ

コロナ禍による様々な影響を受ける地域社会の回復の一助として、令和4年8月31日までの期間限定でプレミアム金利付定期預金 そなえを発売いたしました。

お預け入れ期間は1年と3年で、個人および個人事業者の方を対象に金利を上乗せし、1年もの0.06%、3年もの0.08%で取り扱いをしております。



》 遺言代用信託「しんくみ相続信託」

申込人さまからお預かりした資金を、申込人さまに相続が発生した際に、あらかじめご指定いただいた受取人の方に一括してお渡しする仕組みの商品です。

お申込み金額は100万円以上1,000万円以下(100万円単位)で、元本が保証されており、中途解約が可能です(一部解約はできません)。



主な各種サービス

ネットバンキングサービス

お申込方法

申込書に必要事項をご記入のうえ、お取引店の窓口にご提出下さい。

サービスの種類とご利用時間帯

サービスの内容		平日	土・日・祝・年末休業日
残高照会		8:00～23:00	9:00～17:00
入出金明細照会			
資金移動(即時)	事前登録方式	8:00～23:00 [※]	9:00～17:00
	都度指定方式	お取り扱いできません	お取り扱いできません
資金移動(予約)	事前登録方式	8:00～23:00	9:00～17:00
	都度指定方式	8:00～23:00 [*]	9:00～17:00 [*]
国庫金等の払込み		8:00～23:00	9:00～17:00

(注)振込先口座が当座預金の場合、15:00までの取扱いとなります。
 *ワンタイムパスワードをご利用のお客様と、スマートフォン以外の携帯電話をご利用のお客様のみご利用できます。

お問い合わせ

0120-531-183 9:00～17:00(当組合休業日を除く)

けんしん法人・個人事業主向けインターネットバンキングサービス

お申込方法

申込書に必要事項をご記入のうえ、お取引店の窓口にご提出下さい。

サービスの種類とご利用時間帯

サービスの内容		平日	土・日・祝・年末休業日
残高照会		0:00～24:00	0:00～24:00
取引照会			
資金移動(即時)	事前登録方式	8:00～23:00 [※]	9:00～17:00
	都度指定方式	お取り扱いできません	お取り扱いできません
資金移動(予約)	事前登録方式	8:00～23:00	9:00～17:00
	都度指定方式	8:00～19:00 [*]	9:00～17:00 [*]
総合振込		8:45～21:00	9:00～17:00
給与(賞与)振込			
国庫金等の払込み		8:00～23:00	9:00～17:00

(注)振込先口座が当座預金の場合、15:00までの取扱いとなります。
 *ワンタイムパスワードと当組合が無償提供させていただいております「フィッシュウォール」をご利用のお客様のみご利用できます。
 1月1日～3日、5月3日～5日はお取り扱いできません。


お問い合わせ

0120-531-183 9:00～17:00(当組合休業日を除く)

入金ネット

当組合では、下記の各業態の金融機関との間で、相互のATMを利用したキャッシュカードによる預金の預入業務提携(入金ネット)を実施しております。

- 信用組合
- 第二地方銀行
- 信用金庫
- 労働金庫

※入金ネットマーク  の掲示のある金融機関のキャッシュカードで相互のATMからご入金ができます。(別途手数料がかかります。)

セブン銀行ATM利用サービス

セブン-イレブンやイトーヨーカドー等に設置されているセブン銀行ATMで、「お引き出し」「お預け入れ」等がご利用いただけます。

	お引き出し・残高照会	お預け入れ
平日	7:00～23:00	7:00～23:00
土曜・日曜・祝日		

※ご利用手数料は110円(消費税含む)となります。残高照会は無料です。
 ※年末・年始・GWのご利用もできます。

「インターネットバンキング」セキュリティ対策

当組合では、「インターネットバンキング」を安心してご利用いただくために、下記のセキュリティ対策を実施しております。

1. インターネットバンキング(一般向け)

セキュリティ対策	機能
スパイウェア対策	・ソフトウェアキーボード
	・フィッシュウォール
フィッシング対策	・EV-SSL証明書
	・フィッシュウォール
不正利用防止	・ワンタイムパスワード
	・メール通知パスワード
	・リスクベース認証
	・都度指定振込(当日扱)利用停止
	・フィッシュウォール

2. 法人・個人事業主向けインターネットバンキング(事業者向け)

セキュリティ対策	機能
スパイウェア対策	・ソフトウェアキーボード
	・フィッシュウォール
フィッシング対策	・EV-SSL証明書
	・フィッシュウォール
不正利用防止	・電子証明書
	・ワンタイムパスワード
	・リスクベース認証
	・都度指定振込(当日扱)利用停止
	・振込承認方式
・フィッシュウォール	

※セキュリティの詳細内容につきましては、当組合ホームページをご覧ください。

ATM振込サービス

事前に届け出ることなく、キャッシュカード(セブン・郵貯を除く他行カード含む)によるATM振込がご利用いただけます。

ご利用時間

- 平日/8:45～19:00

※振込先口座が当座預金の場合、15:00以降のお振込は、ご予約分として当組合が資金をお預かりして、翌営業日にお振込いたします。

- 土・日・祝祭日/9:00～17:00

※口座確認ができない口座への振込は、ご予約分として当組合が資金をお預かりして翌営業日にお振込いたします。

手数料

※お振込に際しては、別途お振込手数料がかかります。
 ※他行の発行したキャッシュカードをご利用の場合、別途提携手数料がかかります。
 ※手数料については、各種手数料(P.35)をご参照ください。

お振込金額

- けんしんのキャッシュカードをご利用の場合、1回のお振込限度額ならびに1日のお振込金額の上限は50万円までとなります。なお、限度額の変更は200万円を上限として設定することが可能です。

- 他行キャッシュカードをご利用の場合、1回あたり営業日・土曜日は200万円または提携金融機関で限度額を設定している場合はどちらか低い限度額、日・祝日、年末休業日は99万9千円または提携金融機関で限度額を設定している場合はどちらか低い限度額まで振込できます。

各種手数料(令和4年7月現在)

●為替手数料

(消費税込み、単位：円)

窓口またはATMご利用の場合		窓口	ATM利用 (当組合キャッシュカード)	ATM利用 (他行キャッシュカード)	総合振込
当組合あて	同一店内	3万円未満	330	110	330
		3万円以上	550	275	330
	他の支店	3万円未満	330	110	330
		3万円以上	550	275	330
他行あて	電信扱い	3万円未満	660	330	440
		3万円以上	880	550	660
	文書扱い	3万円未満	660		
		3万円以上	880		

定額自動送金		手数料	
当組合あて	同一店内	3万円未満	110
		3万円以上	220
	他の支店	3万円未満	220
		3万円以上	440
他行あて	3万円未満	550	
	3万円以上	770	

●ネットバンキングサービス手数料

(消費税込み、単位：円)

ネットバンキングサービス		手数料	
当組合あて	同一店内	3万円未満	無料
		3万円以上	無料
	他の支店	3万円未満	110
		3万円以上	220
他行あて	3万円未満	330	
	3万円以上	550	

基本手数料(1ヶ月)

ネットバンキングサービス (パソコン、携帯電話)		110
法人・個人事業主向け インターネット バンキングサービス	資金移動	1,100
	総振・給振	3,300

●キャッシュサービスご利用の手数料

(消費税込み、単位：円)

ご利用日	ご利用時間	お引き出し	お預け入れ	提携金融機関カードを ご利用の場合 お引き出し・お預け入れ
平日	8:45～18:00	無料	無料	110
	18:00～19:00			220
土曜日	9:00～17:00			220
日曜・祝日	9:00～17:00			220

※セブン銀行のATMからのご利用手数料は110円となります。

※「しんくみお得ねっと」に加盟している全国の信用組合でのATM・CDからのお引き出し(平日8:45～18:00、土曜日9:00～14:00)手数料は無料となります。

●取束手数料等

(消費税込み、単位：円)

項目・内容		手数料	
取束手数料	同一手形交換所内	割引手形、担保手形、 代金取立手形、受入証券	220
	同一手形交換所外	当組合	440
		集中取立(普通扱い)	660
		個別取立(至急扱い)	880
	取立手形店頭呈示料		660
	他行預金取立(通帳・証書)		880
不渡手形返却料	割引手形、担保手形、代金取立手形、受入証券	660	
取立手形組戻料			

●各種発行手数料

(消費税込み、単位：円)

項目・内容		手数料
イメージ印刷の登録	初回・変更登録料	5,500
小切手帳(50枚)	署名判イメージ印刷なし	660
	署名判イメージ印刷あり	770
約束手形帳(50枚) 為替手形帳(50枚)	署名判イメージ印刷なし	880
	署名判イメージ印刷あり	990
㊤ 約束手形	㊤ 約束手形(1枚)	550
㊤ 口座開設手数料	割賦販売通知書(1枚)	3,300
自己宛小切手	1通	550
残高証明書(1通)	都度発行(預金で1通、融資で1通)	1ヶ月以内 550 1ヶ月経過 660
	継続発行(預金と融資で1通)	330
	国債・投資信託	550
	制定外用紙発行	660
	英文発行	660
	監査法人用発行	2,200
	手書き作成	660
融資証明書(消費性資金)		11,000
融資証明書(事業性資金)		11,000
ICキャッシュカード		1,100
通帳、証書、キャッシュカード、ローンカード再発行 ICキャッシュカード、ICローンカード再発行		1,100
取引明細照会	預金・融資単位(過去10年以内)	550
	預金・融資単位(過去10年超)	3,300

●硬貨精査手数料

(消費税込み、単位：円)

硬貨枚数	手数料
1枚～500枚	無料
501枚～1,000枚	330
1,001枚～2,000枚	660
2,001枚～	1,000枚毎に330円加算

窓口または訪問時に受付けた硬貨の精査手数料となります。

●両替手数料 (消費税込み、単位：円)

項目	両替枚数	手数料
窓口扱い	1枚～ 49枚	無料
	50枚～ 300枚	110
	301枚～ 500枚	220
	501枚～ 1,000枚	330
	1,001枚～ 2,000枚	660
	2,001枚～	1,000枚毎に 330円加算

項目	両替枚数	手数料
両替機利用	1枚～ 49枚	100*
	50枚～ 500枚	100
	501枚～ 1,000枚	200
	1,001枚～ 1,600枚	300
	*ご利用枚数が49枚以下の両替については、キャッシュカードを両替機にご 挿入いただくことによりお1人様1日1回無料となります。 (2回目以降は有料)	

●夜間金庫・貸金庫・保護預り手数料 (消費税込み、単位：円)

項目・内容		手数料
夜間金庫	年間基本手数料	66,000
	専用入金帳(100枚綴り)	6,600
貸金庫	年間手数料	13,200
保護預り、封緘預り	年間手数料	6,600

●住宅ローン事務・不動産担保設定手数料 (消費税込み、単位：円)

項目	対象内容	手数料	項目	対象	不動産担保手続	手数料
住宅ローン	新規事務手数料	55,000	不動産担保 設定手数料	事業性融資	新規・追加設定	44,000
	変更事務手数料	5,500			順位・極度等変更	22,000
	固定期間終了後の 固定金利再選択手数料	5,500		一部解除	33,000	
	繰上返済手数料 (全部繰上返済・一部繰上返済)	5,500		新規・追加設定	16,500	
			非事業性融資 (住宅ローン除く)	順位・極度等変更		
				一部解除		

●融資条件変更事務手数料 (消費税込み、単位：円)

対象科目	対象内容	手数料
証書貸付	金利引下げ、融資期間の延長・短縮(一部繰上返済による場合を除く)、返済日・ボーナス月の変更、返済方法の変更	5,500
手形貸付	分割返済への切替(債務承認並びに弁済契約による)、分割返済への切替後の返済方法の変更	
当座貸越	金利引下げ、極度額の変更、随時返済から分割返済への切替(債務承認並びに弁済契約による)、分割返済への切替後の返済方法の変更	
共通	保証人の加入および脱退、債務者の変更(債務引受)	

●事業性資金および非事業性資金の融資が対象となり、個人ローンは対象となりません。

●以下の変更の場合は手数料の対象となりません。

- ①預金を担保とする融資の貸出条件の変更
- ②次のお客様の事情による貸出条件の変更にあたらぬもの
 - ・商号変更
 - ・法人の代表者変更
 - ・相続の開始に伴う債務者・保証人の変更

●でんさいネット (消費税込み、単位：円)

お取引種類・情報	当組合あて	他行あて
発生記録請求*	330	660
譲渡記録請求*	220	330
分割記録請求*	330	660
与信業務	手数料	
でんさい割引	1でんさいあたり220	
でんさい貸付	1でんさいあたり330	

お取引種類・情報	手数料	
入金手数料	220	
変更記録請求*(法人IB利用)	110	
変更記録請求(書面)	2,200	
支払等記録請求*	110	
開示請求(書面)	3,300	
支払不能情報照会(書面)	3,300	
残高証明書発行	定例発行	1,650
	都度発行	4,400
事務代行手数料	1,100	

*の手続きを窓口で受け付けた場合、別途事務代行手数料がかかります。

主要な事業の内容

預金業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 預金 当座預金、普通預金、決済用普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。 2. 譲渡性預金 譲渡可能な預金を取り扱っております。 	附帯業務 <ol style="list-style-type: none"> 1. 債務の保証業務 2. 有価証券の貸付 3. 国債等の引き受け及び引受国債等の募集取扱業務 4. 金銭債権の取得又は譲渡 5. 代理業務又は媒介 <ol style="list-style-type: none"> ①株式会社 日本政策金融公庫、独立行政法人 住宅金融支援機構、自動車損害賠償責任保険の保険料収納及び保険金支払、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人 中小企業基盤整備機構、独立行政法人 勤労者退職金共済機構、独立行政法人 農林漁業信用基金、日本酒造組合中央会、一般財団法人 建設業振興基金、独立行政法人 福祉医療機構、全国信用協同組合連合会、株式会社 商工組合中央金庫、公益財団法人 不動産流通推進センター ②日本銀行の歳入復代理店業務 6. 地方公共団体の公金取扱業務 7. 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務 8. 保護預り及び貸金庫業務 9. 振替業 10. 両替 11. 証券投資信託の窓口販売 12. 保険商品の窓口販売 13. 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の代理又は媒介
貸出業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。 2. 手形・電子記録債権【でんさい】の割引 商業手形の割引、電子記録債権（でんさい）の割引を取り扱っております。 	
有価証券投資業務	預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。	
内国為替業務	送金、振込、代金取立等を取り扱っております。	
外国為替業務	外国送金、外貨預金、外貨両替に関する業務を行っております。	

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることといたします。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役員員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。

※金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

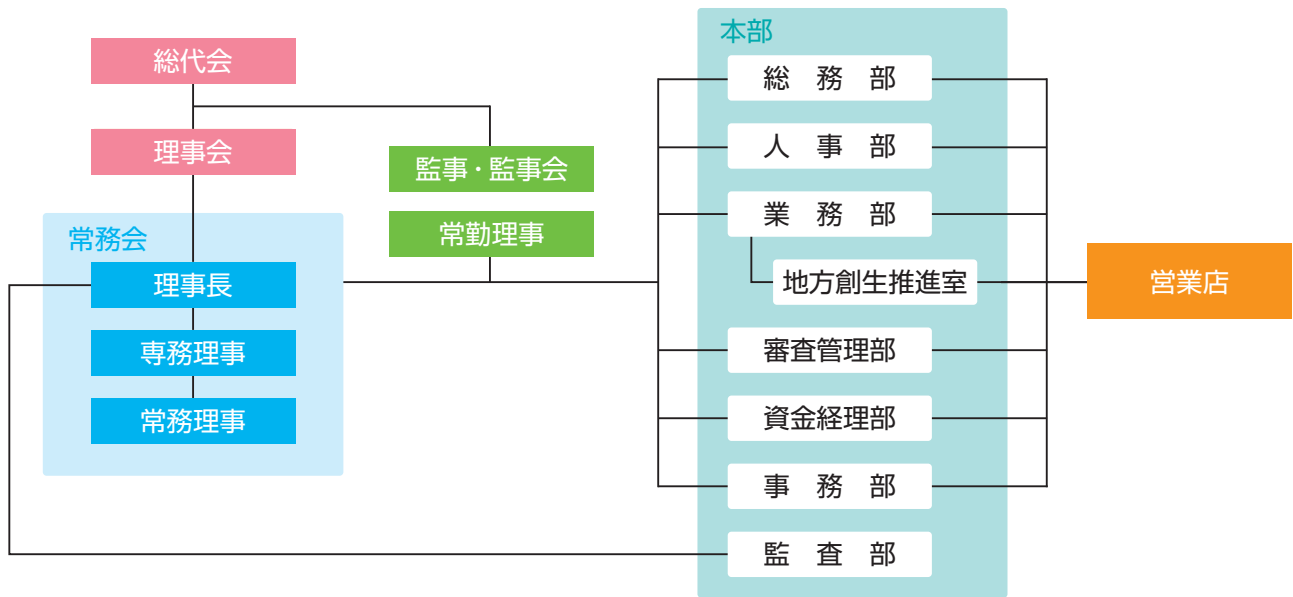
電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

当信用組合は、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針を以下の通り定めます。

1. 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針
当信用組合は、地域のコミュニティと共に生き、地域経済の発展や、組合員の生活レベルの向上を図っていますが、その一層の促進に向け、電子決済等代行業者との連携及び協働を実施してまいります。
2. 「協同組合による金融事業に関する法律」第6条の5の5第1項の同意有無
当信用組合は、「協同組合による金融事業に関する法律」第6条の5の5第1項に同意し、全国信用協同組合連合会(以下、「全信組連」という。)が締結する電子決済等代行業者との連携を行います。
3. 参照系オープンAPIの整備の可否・理由及び完了時期
全信組連の「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の記載内容に準じます。
4. 更新系オープンAPIの整備の可否・理由及び完了時期
全信組連の「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の記載内容に準じます。
5. オープンAPIに係るシステムの設計、運用及び保守並びにその他の当該整備に係るシステム構築に関する方針
全信組連の「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の記載内容に準じます。
6. 連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先
担当部署：新潟県信用組合 事務部 電話番号：025-231-1171
7. その他参考になるべき情報
全信組連の「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の記載内容に準じます。

以上

組織図



役員 (令和4年7月1日現在)

理 事 長	あか がわ しん いち	赤 川 新 一
常 務 理 事	しぶ や ひで お	澁 谷 秀 夫
常 務 理 事	なが しま やす ゆき	長 嶋 康 行
理 事 審 査 管 理 部 長	なか むら まさ ゆき	中 村 雅 幸
理 事 業 務 部 長 兼 務 地 方 創 生 推 進 室 長	あら き しん いち	荒 木 真 一
理 事	せき ぐち けん	関 口 研
理 事	たか はし まる	高 橋 司
理 事	おお た ひとし	太 田 等
常 勤 監 事	ひろ かわ つとむ	広 川 努
監 (員 外 監 事)	た なべ しん じ	田 辺 進 二
監 事	よね やま かず し	米 山 一 史

当組合は、職員出身者以外の理事3名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

職員数・組合員数

	令和3年3月31日現在	令和4年3月31日現在
職員数	364名	361名
組合員数	78,538名	77,363名
法人	6,552名	6,507名
個人	71,986名	70,856名

職員数は、パート、アルバイトを除く常勤職員数を記載しております。

会計監査人 (令和4年7月1日現在)

EY新日本有限責任監査法人

店舗一覧 (令和4年7月1日現在)

本部	〒951-8114	新潟市中央区営所通一番町302-1	025-228-4111	●三条支店	〒955-0071	三条市本町4丁目4-48	0256-33-2561
●●本店営業部	〒951-8114	新潟市中央区営所通一番町302-1	025-228-4110	●三条東支店	〒955-0047	三条市東三条2丁目3-5	0256-35-3155
●●東堀支店	〒951-8066	新潟市中央区東堀前通六番町1064-1	025-222-6181	●●十日町支店	〒948-0082	十日町市本町2丁目10	025-757-3121
●●新潟駅前支店	〒950-0088	新潟市中央区万代5丁目2-12	025-245-5291	●●下条支店	〒949-8603	十日町市下条4丁目339	025-756-2011
●●山木戸支店	〒950-0871	新潟市東区山木戸6丁目19-3	025-274-4229	●●川西支店	〒948-0144	十日町市水口沢114	025-768-3121
●●学校町支店	〒951-8126	新潟市中央区学校町通二番町5313-2	025-229-0051	●●中条支店	〒959-2645	胎内市本町8-2	0254-43-3177
●●小針支店	〒950-2026	新潟市西区小針南台2-28	025-265-2211	●●荒川町支店	〒959-3132	村上市坂町2416-1	0254-62-3188
●●寺尾支店	〒950-2055	新潟市西区寺尾上5丁目2-11	025-268-5512	●●佐和田支店	〒952-1314	佐渡市河原田本町272	0259-52-3181
●●寺尾東支店	〒950-2054	新潟市西区寺尾東1丁目3-1	025-260-2252	●●畑野支店	〒952-0206	佐渡市畑野甲242-1	0259-66-2212
●●鳥屋野支店	〒950-0982	新潟市中央区堀之内南1丁目31-18	025-245-6376	●●見附支店	〒954-0057	見附市新町1丁目1-7	0258-62-2271
●●出来島支店	〒950-0963	新潟市中央区南出来島1丁目10-3	025-283-2091	●●今町支店	〒954-0111	見附市今町1丁目14-32	0258-66-3181
●●石山支店	〒950-0836	新潟市東区東中野山3丁目2-6	025-276-5121	●●中之島支店	〒954-0124	長岡市中之島565-83	0258-66-3320
●●新津支店	〒956-0864	新潟市秋葉区新津本町2丁目3-10	0250-22-2181	●●寺泊支店	〒940-2502	長岡市寺泊上田町7661-1	0258-75-2110
●●荻川支店	〒956-0804	新潟市秋葉区荻島2丁目26-10	0250-22-9951	●●長岡支店	〒940-0071	長岡市表町1丁目11-2	0258-33-2141
●●六日町支店	〒949-6680	南魚沼市六日町2154-1	025-772-3214	●●長岡西支店	〒940-2126	長岡市西津3852-3	0258-28-2511
●●大和町支店	〒949-7302	南魚沼市浦佐1331	025-777-3831	●●柏崎支店	〒945-0051	柏崎市東本町2丁目7-51	0257-22-6111
●●湯沢支店	〒949-6101	南魚沼郡湯沢町湯沢2丁目1-1	025-784-3417	●●高田支店	〒943-0832	上越市本町3丁目2-32	025-524-2177
●●吉田支店	〒959-0237	燕市吉田堤町3-11	0256-93-3191	●●春日山支店	〒943-0805	上越市木田1丁目2-7	025-522-5950
●●吉田東支店	〒959-0232	燕市吉田東栄町39-25	0256-92-5000	●●新発田支店	〒957-0052	新発田市大手町1丁目6-4	0254-22-4515
●●吉田北支店	〒959-0251	燕市吉田本所71-3	0256-92-7500	●●月岡支店	〒959-2338	新発田市月岡温泉605-1	0254-32-2500
●●弥彦支店	〒959-0323	西蒲原郡弥彦村大字弥彦字浅尾944-1	0256-94-2222	●●聖籠支店	〒957-0117	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1650-11	0254-27-3733
●●小千谷支店	〒947-0021	小千谷市本町1丁目12-1	0258-82-4131				
●●小出支店	〒946-0005	魚沼市横町2丁目8	025-792-2143				
●●堀之内支店	〒949-7413	魚沼市堀之内4261-1	025-794-4381				

〈キャッシュサービスコーナーの利用時間〉

平日午前 8:45 ~ 午後 7:00 まで、
土・日・祝日は午前 9:00 ~ 午後 5:00 までです。
全店舗の全 ATM が視覚障がい者対応および
IC キャッシュカード対応となっております。

●印は外貨両替業務取扱店舗です。
●印は ATM を複数台設置している店舗です。〉



店舗外キャッシュサービスコーナー (令和4年7月1日現在)

設置場所	平日	土・日曜日	祝日	設置場所	平日	土・日曜日	祝日
★ 県庁共同出張所	8:45 ~ 16:30	—	—	★ 弥彦村役場出張所	9:00 ~ 16:30	—	—
新潟市役所共同出張所	8:45 ~ 18:00	—	—	★ 両津出張所	8:45 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00

※★印の出張所は、当組合が ATM を設置しており、入金取り扱いも可能です。

※上記のほか、セブン銀行の ATM でも当組合のキャッシュカードがご利用いただけます。(ご利用手数料は 110 円(消費税含む)となります)

昭 和	
24年 9月	「新潟縣商工信用協同組合」設立及び事業免許申請
25年 2月	設立登記完了(25日)
4月	業務開始
26年 5月	預金1億円突破
30年 7月	営業地域が県下一円に拡大
32年 3月	預金10億円突破
34年 4月	「新潟縣信用組合」に名称変更
35年 2月	創立10周年
40年 3月	預金100億円突破
43年 3月	シンボルパード「白鳥」に決定
45年 2月	創立20周年
46年 6月	新本店竣工
51年 5月	(株)新潟エス・エス・コンピューター設立
10月	第1次オンラインスタート
12月	預金1,000億円突破
54年 6月	融資オンラインスタート
11月	奨学育英事業「(財)けんしん育英会」設立
55年 2月	創立30周年、現金自動支払機(CD)第1号機稼働
56年 4月	「けんしん経営相談所」の設置
58年 9月	預金2,000億円突破
59年 6月	CD全店設置稼働
8月	全銀データ通信加盟
11月	第2次オンラインスタート
60年 2月	第四銀行・新潟信用金庫とのCD相互利用提携スタート
62年 8月	しんくみ全国ネットキャッシュサービス(SANCS)スタート
11月	初の店舗外CD「吉田町役場出張所」設置
63年 8月	外貨両替業務取扱店として本店営業部認可

平 成	
2年 2月	創立40周年
5月	預金3,000億円突破
12月	サンデーバンキングスタート
3年 3月	全店ATM設置完了
4月	マスコットキャラクター「リトルポブドッグ」に決定
5月	本部ALMスタート
6月	けんしんビジネスサービス(株)設立
4年 1月	ハンディー端末機の導入開始
10月	日本銀行歳入復代理店として本店認可
5年 11月	オートコールセンター稼働
6年 3月	国債窓販業務の開始
7年 3月	新潟駅前支店ビル「けんしんスカイステージビル」竣工
10月	日本銀行歳入復代理店の全店認可
10年 4月	「けんしん事務センター」設置
11年 12月	預金4,000億円突破
12年 2月	創立50周年
12月	投資信託窓販業務の開始
13年 4月	保険窓販業務の開始
14年 9月	しんくみ全国共同センターへコンピューターシステム移行
15年 5月	郵貯とのCD提携開始
16年 5月	アイワイバンク銀行(現セブン銀行)のATM利用開始
17年 4月	ネットバンキングサービスの開始
18年 8月	ICキャッシュカード導入
19年 5月	しんくみ全国共同センター第5次システム開始
20年 6月	県の環境保護活動への協賛
22年 2月	創立60周年
3月	両津信用組合との合併
23年 11月	法人向けネットバンキングサービスの開始
25年 2月	でんさいネットサービスの開始
27年 5月	しんくみ全国共同センター第6次システム開始

令 和	
2年 2月	創立70周年



KENSHIN DISCLOSURE 2022

Data Contents



データ編

財務諸表	42
経営指標	48
預金・預り資産	49
融資	50
有価証券・為替・その他	52
自己資本の充実の状況	54
索引	61

貸借対照表〈資産の部〉

(単位：百万円)

科 目	令和2年度 (令和3年3月31日現在)	令和3年度 (令和4年3月31日現在)
現金	3,413	4,977
預け金	77,457	71,418
買入金銭債権	17,076	18,162
金銭の信託	2,000	2,000
有価証券	184,269	194,141
国債	38,109	41,652
地方債	4,561	4,232
社債	54,202	56,622
株式	580	407
その他の証券	86,814	91,226
貸出金	183,257	182,085
割引手形	903	939
手形貸付	5,442	5,900
証書貸付	162,584	159,557
当座貸越	14,326	15,688
その他資産	2,953	2,637
未決済為替貸	16	33
全信組連出資金	1,447	1,447
前払費用	-	-
未収収益	764	868
金融派生商品	3	6
その他の資産	720	281
有形固定資産	4,666	4,601
建物	940	880
土地	3,412	3,346
リース資産	10	8
建設仮勘定	-	-
その他の有形固定資産	303	366
無形固定資産	37	25
ソフトウェア	36	25
その他の無形固定資産	0	0
前払年金費用	434	469
繰延税金資産	-	693
債務保証見返	117	116
貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金)	△ 1,821 (△1,410)	△ 1,848 (△1,447)
資産の部合計	473,861	479,480

貸借対照表〈負債・純資産の部〉

(単位：百万円)

科 目	令和2年度 (令和3年3月31日現在)	令和3年度 (令和4年3月31日現在)
預金積金	422,273	428,049
当座預金	11,437	10,578
普通預金	145,769	151,860
貯蓄預金	2,246	2,213
通知預金	2,631	2,395
定期預金	243,720	245,398
定期積金	14,916	14,087
その他の預金	1,552	1,514
借入金	29,500	31,800
その他負債	720	708
未決済為替借	49	45
未払費用	249	212
給付補填備金	9	6
未払法人税等	10	32
前受収益	53	51
払戻未済金	11	18
金融派生商品	3	6
リース債務	11	9
資産除去債務	256	258
その他の負債	65	66
賞与引当金	41	44
退職給付引当金	356	322
役員退職慰労引当金	152	153
偶発損失引当金	116	177
繰延税金負債	313	-
再評価に係る繰延税金負債	275	271
債務保証	117	116
負債の部合計	453,866	461,643
出資金	2,370	2,360
普通出資金	2,270	2,260
その他の出資金	100	100
利益剰余金	16,022	16,712
利益準備金	2,402	2,402
その他利益剰余金	13,620	14,309
特別積立金	12,600	13,200
当期末処分剰余金	1,020	1,109
組合員勘定合計	18,393	19,072
その他有価証券評価差額金	1,769	△ 1,059
土地再評価差額金	△ 167	△ 176
評価・換算差額等合計	1,602	△ 1,235
純資産の部合計	19,995	17,836
負債及び純資産の部合計	473,861	479,480

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和2年度 (令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)	令和3年度 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)
経常収益	5,934	5,933
資金運用収益	5,256	5,389
貸出金利息	2,726	2,739
預け金利息	80	111
有価証券利息配当金	2,243	2,345
その他の受入利息	206	193
役員取引等収益	312	324
受入為替手数料	139	128
その他の役員収益	173	196
その他業務収益	37	85
国債等債券売却益	1	48
国債等債券償還益	0	0
金融派生商品収益	10	—
その他の業務収益	25	36
その他経常収益	327	134
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	75	109
株式等売却益	231	23
その他の経常収益	19	1
経常費用	5,077	4,859
資金調達費用	133	113
預金利息	136	128
給付補填備金繰入額	7	4
借用金利息	△ 10	△ 20
役員取引等費用	421	417
支払為替手数料	57	50
その他の役員費用	364	367
その他業務費用	167	79
国債等債券売却損	131	—
国債等債券償還損	32	73
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	2
その他の業務費用	3	3
経費	3,920	3,741
人件費	2,296	2,153
物件費	1,443	1,415
税金	180	173
その他経常費用	434	508
貸倒引当金繰入額	173	122
貸出金償却	138	178
株式等売却損	40	114
その他資産償却	—	0
その他の経常費用	81	92
経常利益	856	1,073
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	85	66
固定資産処分損	0	0
減損損失	84	66
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	771	1,006
法人税、住民税及び事業税	12	188
法人税等調整額	75	70
法人税等合計	87	258
当期純利益	683	747
繰越金(当期首残高)	306	352
土地再評価差額金取崩額	29	9
目的積立取崩	—	—
自己優先出資消却額(△)	—	—
当期末処分剰余金	1,020	1,109

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和2年度 (令和3年3月31日現在)	令和3年度 (令和4年3月31日現在)
当期末処分剰余金	1,020	1,109
剰余金処分額	667	767
特別積立金	600	700
出資に対する配当金	67	67
(うち、普通出資配当金)	(年3%の割) 67	(年3%の割) 67
繰越金(当期末残高)	352	342

財務諸表の適正性、内部監査の有効性

私は、当組合の第72期(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和4年6月24日

新潟県信用組合

理事長 赤川新一

法定監査の状況

当組合の令和2年度及び令和3年度の財務諸表は、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、いずれも適法・適正である旨の監査報告書の提出を受けております。

注記事項

貸借対照表関係 (令和4年3月31日現在)

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。
 なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。
 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
 当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 4,027百万円
 当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 3,339百万円
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、実行価格補正等合理的な調整を行って算出。
 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,876百万円
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物 6年~50年
 その他 3年~20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、当組合が定める資産自己査定基準及び分類資産の償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
 全ての債権は、資産自己査定基準に則り、営業店において第一次の査定を実施し、資産自己査定委員会において第二次の査定を実施した上で、当該部署から独立した監査部が内部監査の実施によりその適切性の検証を行い、その結果に基づいて引当てを行っております。
 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は274百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
 また、数理計算上の差異は各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理することとしております。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 14百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 7,403百万円
- 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。
 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 1,335百万円
 危険債権額 4,504百万円
 三月以上延滞債権額 10百万円
 貸出条件緩和債権額 1,354百万円
 合計額 7,204百万円
 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものであります。
 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものであります。
 なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、営業用車両等についてリース契約により使用しています。
- 手形割引により取得した商業手形の額面金額は939百万円であります。
- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
 担保提供している資産 預け金 9,000百万円
 有価証券 32,405百万円
 担保資産に対応する債務 借入金 31,800百万円
 上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行歳入復代理店取引のために、その他の資産27百万円及び預け金20,078百万円を担保として提供しております。
- 出資1口当たりの純資産額 7,891円69銭
- 金融商品の状況に関する事項
 (1) 金融商品に対する取組方針
 当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
 このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
 (2) 金融商品の内容及びそのリスク
 当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、貸出業務規程及び信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、定期的に又は必要に応じて、経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金経理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しており、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には資金経理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告し、四半期毎に理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件毎に管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、本部資金運用規程に従い行われております。

資金経理部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

(a) VaRの計測状況

当組合は、市場リスクのうち市場価格がある有価証券のリスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当組合の有価証券総合VaRは分散共分散法(保有期間60日、信頼区間99%、観測期間240日)により算出しており、令和4年3月31日(当該事業年度の決算日)現在で当組合の有価証券のリスク量(損失額の推定値)の全体は、2,926百万円であります。

また、市場リスクのうち有価証券を除いた市場リスク額(預け金・貸出金・預金等)についてもVaRにより月次で計測しており、モンテカルロ法(保有期間250日、信頼区間99%、観測期間1,250日)により算出しております。令和4年3月31日現在で当組合の有価証券を除いた市場リスク額全体は、△1,926百万円であります。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉出来ない場合があります。

(b) BPVの計測状況

当組合は、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、有価証券のうち債券および投資信託、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引があります。

当組合は、これらの金融資産および金融負債について、金利リスクのみを主要なリスク変数と捉え、感応度分析値(BPV)による時価の変動額を月次で計測しております。

当該変動額の算定については、対象の金融資産および金融負債を固定金利と変動金利に分け、それぞれの金利

満期に応じ適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、投資信託の変動額算定については、円金利および海外金利とも簡便法を使用しております。

当組合は、行動オプション性を考慮しており、流動性預金の滞留についてはコア預金内部モデルを使用し、固定金利貸出(住宅ローン)の期限前返済および定期預金の早期解約については当局設定値を使用し計測しております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、令和4年3月31日現在、指標となる金利が円金利1.00%、海外金利2.00%から3.00%上昇したものと想定した場合の時価減少額は8,720百万円です。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。さらに、異なる通貨間での金利リスクの相関も考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスク管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うことによって、流動性リスク管理をしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価格が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	71,418	71,438	20
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	-	-	-
その他有価証券	189,628	189,628	-
(3) 貸出金(※1)	182,085		
貸倒引当金(※2)	△1,832		
	180,253	182,996	2,743
(4) 買入金銭債権(※1)	18,162	18,504	342
(5) 金銭の信託(※1)	2,000	2,003	3
金融資産計	461,461	464,570	3,108
(1) 預金積金	428,049	428,398	349
(2) 借入金	31,800	31,800	-
金融負債計	459,849	460,198	349

(※1) 貸出金、買入金銭債権、金銭の信託の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分毎に、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分毎の有価証券に関する注記事項については25～28に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～④の合計額から、貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除する方法により算出し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ① 6カ月超の延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積もりが困難な債権については、その帳簿価額。
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは帳簿価額。また、預金担保についても、市場金利の動きを反映した担保預金金利によって変動するため、その帳簿価額。
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分毎に、元利金の合計額を、債務者区分で正常先に同様の新規貸出を行った場合の新規実行レートで割引いた価額。なお、地公体に対する融資は、無リスクとの見解からマーケットレート(TIBOR・SWAP金利)にて割引いた価額。また、制度融資は、通常の新規実行レートより低い金利で実行されるため、マーケットレートプラス制度融資に係る信用コストにて割引いた価額。
- ④ ①以外のうち、カードローン等の期間の定めのないローン商品は、その帳簿価額。

(4) 買入金銭債権

買入金銭債権は、マーケットレート(TIBOR・SWAP金利)で割引くことで、現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(5) 金銭の信託

金銭の信託は、マーケットレート(TIBOR・SWAP金利)で割引くことで、現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間毎に区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、当座借越については帳簿価額を時価としております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	207
組合出資金(※2)	0
全信組連出資金(※1)	1,447
その他出資金(※1)	4,327
合計	5,982

(※1) 非上場株式、全信組連出資金及びその他出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(※1)	47,418	24,000	-	-
有価証券				
満期保有目的の債券	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	19,228	65,265	40,889	51,204
貸出金(※2)	29,037	65,361	41,407	25,028
買入金銭債権	2,394	10,886	1,564	3,317
金銭の信託	2,000	-	-	-
合計	100,077	165,512	83,860	79,548

(※1) 預け金のうち、期間の定めのないものは1年以内を含めております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含まれておりません。

(注4)借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(※1)	337,601	88,983	139	1,325
借入金(※2)	31,800	-	-	-
合計	369,401	88,983	139	1,325

(※1) 預金積金のうち、要求払預金は1年以内を含めております。

(※2) 借入金のうち、当座借越は1年以内を含めております。

25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「外国証券」、「その他の証券」が含まれております。以下、28まで同様であります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (2) 満期保有目的に区分した債券はありません。
- (3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	72	68	3
債券	55,823	54,923	900
国債	10,916	10,608	307
地方債	4,232	4,155	77
社債	40,675	40,159	515
その他	41,377	40,039	1,337
外国証券	23,430	22,906	523
その他の証券	17,946	17,132	814
小計	97,273	95,031	2,241

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	127	149	△22
債券	46,683	48,102	△1,419
国債	30,736	32,001	△1,264
地方債	-	-	-
社債	15,946	16,101	△154
その他	45,543	47,889	△2,346
外国証券	13,354	13,615	△261
その他の証券	32,189	34,274	△2,084
小計	92,355	96,142	△3,787
合計	189,628	191,173	△1,545

26. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

27. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
1,008百万円	72百万円	4百万円

28. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債券	11,048	28,030	13,705	46,152
国債	2,021	7,776	1,118	30,736
地方債	2,098	1,475	542	116
社債	6,929	18,779	12,045	15,299
その他	8,179	37,234	27,183	5,051
合計	19,228	65,265	40,889	51,204

29. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復の見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しておりますが、当事業年度における減損処理はありません。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落し過去1年間に30%未満の下落率とならなかった場合（債券については格付がBBB相当以上のものを除く）であります。

30. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

その他の金銭の信託

貸借対照表計上額 2,000百万円

当期の損益に含まれた評価差額はあります。

満期保有目的の金銭の信託及び運用目的の金銭の信託の取り扱いはありません。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、25,884百万円であります。これは、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	金額
繰延税金資産	
貸倒引当金・貸倒償却損金算入限度額超過額	907
減損損失	502
退職給付引当金損金算入限度額超過額	89
減価償却費損金算入限度額超過額	48
その他有価証券評価差額金	404
その他	208
繰延税金資産小計	2,161
評価性引当額	
将来減算差異等の合計に係る評価性引当額	△1,321
評価性引当額小計	△1,321
繰延税金資産合計	839
繰延税金負債	
資産除去債務	15
前払年金費用	129
繰延税金負債合計	145
繰延税金資産の純額	693

33. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類等にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金 1,848百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として上記9に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類等における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産 839百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類等において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 減損損失 66百万円、有形固定資産・無形固定資産 4,626百万円

固定資産に減損の兆候が存在する場合は、当該資産の将来キャッシュフローに基づき、減損損失の要否の判定を実施しております。減損の要否に係る判定単位であるキャッシュフロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュインフローから概ね独立したキャッシュインフローを生成させるものとして認識される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュフロー及び割引率について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は将来の不確実な経済状況および当組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類等に重要な影響を与える可能性があります。

34. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。なお、当該会計基準等の適用が計算書類に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。なお、当該会計基準等の適用が計算書類に与える影響は軽微であります。

35. 表示方法の変更

協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、協同組合による金融事業に関する法律の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

損益計算書関係 (令和3年4月1日~令和4年3月31日)

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- その他の経常費用には、日本債権回収(株)へ不動産担保付債権等を売却したことによる損失1,466千円を含んでおります。
- 出資1口当たりの当期純利益 329円38銭
- 新潟県内の営業店舗等7件の土地及び建物について、営業キャッシュフローの低下及び継続的な地価の下落により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額66百万円(うち土地66百万円、建物0百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。

管理会計上の最小区分である営業店単位で原則グルーピングを行っており、組合全体に関連する資産である本部及び厚生施設(研修所)等につきましては共用資産としております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は、主として「価格調査報告書」価額に基づき算定しております。

業務粗利益・業務純益等

(単位：百万円)

項目	令和2年度	令和3年度
資金運用収支	5,123	5,276
資金運用収益	5,256	5,389
資金調達費用	133	113
役務取引収支	△ 109	△ 93
役務取引等収益	312	324
役務取引等費用	421	417
その他業務収支	△ 130	6
その他業務収益	37	85
その他業務費用	167	79
業務粗利益	4,884	5,190
業務粗利益率	1.08%	1.07%
業務純益	1,000	1,490
実質業務純益	997	1,481
コア業務純益	1,160	1,505
コア業務純益(除く投資信託解約損益)	1,103	1,505

総資産利益率

(単位：%)

項目	令和2年度	令和3年度
総資産経常利益率	0.18	0.21
総資産当期純利益率	0.14	0.15

利回・利鞘

(単位：%)

項目	令和2年度	令和3年度
資金運用利回	1.16	1.11
資金調達原価率	0.91	0.80
総資金利鞘	0.24	0.30

資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位：百万円、%)

項目	平均残高	令和2年度	令和3年度
資金運用勘定	平均残高	451,798	484,673
	利息	5,256	5,389
	利回	1.16	1.10
うち貸出金	平均残高	177,465	179,937
	利息	2,726	2,739
	利回	1.53	1.52
うち預け金	平均残高	79,118	96,607
	利息	80	111
	利回	0.10	0.11
うち有価証券	平均残高	178,217	189,385
	利息	2,243	2,345
	利回	1.25	1.23
資金調達勘定	平均残高	440,433	474,042
	利息	133	113
	利回	0.03	0.02
うち預金積金	平均残高	427,331	445,072
	利息	143	133
	利回	0.03	0.03
うち借入金	平均残高	15,101	30,969
	利息	△ 10	△ 20
	利回	△ 0.07	△ 0.06

内訳科目は主な項目を掲載しました。

職員1人当たりおよび1店舗当たりの預金・貸出金残高

(単位：百万円)

項目	令和2年度	令和3年度	
預金	職員1人当たり	1,135	1,160
	1店舗当たり	9,597	9,728
貸出金	職員1人当たり	492	493
	1店舗当たり	4,164	4,138

預貸率および預証率

(単位：%)

項目	令和2年度	令和3年度	
預貸率	期中平均	41.52	40.42
	期末	43.39	42.53
預証率	期中平均	41.70	42.55
	期末	43.63	45.35

$$\text{預貸率} = \frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100 \quad \text{預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

受取利息および支払利息の増減

(単位：百万円)

項目	令和2年度	令和3年度
受取利息	5,256	5,389
対前期比増減	275	132
支払利息	133	113
対前期比増減	△ 3	△ 20

受取利息は資金運用収益に対応する利息を、支払利息は資金調達費用に対応する利息としました。

役務取引の状況

(単位：百万円)

科目	令和2年度	令和3年度
役務取引等収益	312	324
受入為替手数料	139	128
その他の受入手数料	173	196
その他の役務取引等収益	0	0
役務取引等費用	421	417
支払為替手数料	57	50
その他の支払手数料	10	10
その他の役務取引等費用	353	356

その他業務収益の内訳

(単位：百万円)

科目	令和2年度	令和3年度
国債等債券売却益	1	48
国債等債券償還益	0	0
金融派生商品収益	10	0
その他の業務収益	25	36
その他業務収益合計	37	85

経費の内訳

(単位：百万円)

科目	令和2年度	令和3年度
人件費	2,296	2,153
報酬・給料・手当	1,830	1,813
退職給付費用	156	31
社会保険料等	309	308
物件費	1,443	1,415
事務費	613	615
固定資産費	356	324
事業費	77	74
人事厚生費	81	61
預金保険料	129	127
雑損	0	1
減価償却費	184	211
税金	180	173
合計	3,920	3,741

預金の科目別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	159,214	37.26	173,175	38.91
当座預金	8,688	2.03	8,514	1.91
普通預金	147,070	34.41	161,185	36.22
貯蓄預金	2,234	0.52	2,255	0.50
通知預金	508	0.11	370	0.08
その他	714	0.17	849	0.19
定期性預金	268,117	62.74	271,897	61.09
定期預金	252,785	59.15	257,735	57.91
定期積金	15,332	3.58	14,162	3.18
その他預金	—	—	—	—
合計	427,331	100.00	445,072	100.00

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人預金	323,712	76.66	330,432	77.19
法人預金	98,561	23.34	97,616	22.80
一般法人	82,229	19.47	82,170	19.20
金融機関	2,352	0.56	2,126	0.50
公金	13,980	3.31	13,319	3.11
合計	422,273	100.00	428,049	100.00

組合員・組合員外別預金内訳の推移

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
組合員預金	341,923	80.97	345,709	80.76
組合員外預金	80,350	19.03	82,340	19.24
合計	422,273	100.00	428,049	100.00

定期預金の固定・変動金利区分別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
定期預金	243,720	100.00	245,398	100.00
固定金利	243,657	99.97	245,342	99.98
変動金利	63	0.03	56	0.02
その他	—	—	—	—

財形貯蓄残高

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
財形貯蓄残高	706	687

預り資産

国債・投資信託の残高

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
国債	733	631
投資信託	1,097	1,462

投資信託の累計額

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
投資信託の販売累計額	5,104	5,269

貸出金の科目別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	1,079	0.60	1,012	0.56
手形貸付	6,106	3.44	5,669	3.15
証書貸付	155,470	87.60	159,138	88.44
当座貸越	14,809	8.35	14,118	7.85
合計	177,465	100.00	179,937	100.00

代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)	—	—
株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)	582	573
独立行政法人住宅金融支援機構	2,659	2,408
独立行政法人福祉医療機構	73	61
その他	70	66
合計	3,385	3,108

貸出金の業種別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製造業	17,706	9.66	17,133	9.41
農業、林業	475	0.26	501	0.28
漁業	19	0.01	22	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	729	0.40	727	0.40
建設業	25,343	13.83	24,886	13.67
電気、ガス、熱供給、水道業	163	0.09	150	0.08
情報通信業	317	0.17	301	0.17
運輸業、郵便業	2,791	1.52	2,776	1.52
卸売業、小売業	17,592	9.60	16,981	9.33
金融業、保険業	5,244	2.86	5,152	2.83
不動産業	16,584	9.05	15,955	8.76
物品賃貸業	777	0.42	1,075	0.59
学術研究、専門・技術サービス業	1,646	0.90	1,570	0.86
宿泊業	3,190	1.74	3,516	1.93
飲食業	6,014	3.28	5,822	3.20
生活関連サービス業、娯楽業	5,238	2.86	5,259	2.89
教育、学習支援業	510	0.28	492	0.27
医療、福祉	1,749	0.95	1,843	1.01
その他のサービス	7,319	3.99	7,132	3.92
その他の産業	1,764	0.96	2,764	1.52
(小計)	115,180	62.85	114,068	62.65
地方公共団体	27,645	15.09	27,632	15.18
個人(住宅・消費・納税資金等)	40,431	22.06	40,384	22.18
合計	183,257	100.00	182,085	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金の固定・変動金利区分別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利	101,701	55.49	100,929	55.43
変動金利	81,555	44.50	81,156	44.57
合計	183,257	100.00	182,085	100.00

組員・組員外別貸出金内訳の推移

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
組員貸出	152,672	83.31	151,007	82.93
組員外貸出	30,585	16.69	31,078	17.07
合計	183,257	100.00	182,085	100.00

貸出金の使途別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
設備資金	63,267	34.52	63,387	34.81
運転資金	119,989	65.47	118,698	65.19
合計	183,257	100.00	182,085	100.00

消費者ローン・住宅ローン(個人向け)

(単位：百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度
消費者ローン	8,423	8,790
住宅ローン	25,262	25,185
合計	33,685	33,975

担保の種類別の貸出金残高・債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度				令和3年度			
	貸出金		債務保証見返額		貸出金		債務保証見返額	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
預金積金	6,966	3.80	2	2.13	7,106	3.90	3	3.00
有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産	39,473	21.54	104	89.09	37,111	20.38	104	89.49
協会保証	47,846	26.11	—	—	47,385	26.02	—	—
商業手形	903	0.49	—	—	939	0.52	—	—
動産	—	—	—	—	—	—	—	—
保証人	24,957	13.62	—	—	24,225	13.30	—	—
機関保証	23,773	12.97	10	8.78	25,259	13.87	8	7.51
信用	39,339	21.47	—	—	40,057	22.00	—	—
合計	183,257	100.00	117	100.00	182,085	100.00	116	100.00

リスク管理債権、金融再生法による開示債権と引当の状況

(単位：百万円、%)

種 類	令和2年度 債権額	令和3年度 債権額(A)	増 減	担保等 保全額(B)	保全のない額 (C)=(A)-(B)	貸倒引当金 (D)	引当率 (D)÷(C)	保全率 ((B)+(D))÷(A)
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,166 (0.63)	1,335 (0.73)	169 (0.10)	1,029	306	306	100.00	100.00
破綻先債権	79 (0.04)	222 (0.12)	142 (0.08)	216	6	6	100.00	100.00
実質破綻先債権	1,086 (0.59)	1,113 (0.61)	26 (0.02)	812	300	300	100.00	100.00
② 危険債権	4,833 (2.63)	4,504 (2.47)	△329(△0.16)	2,833	1,670	1,141	68.34	88.25
③ 小計=①+②	5,999 (3.26)	5,839 (3.20)	△160(△0.06)	3,863	1,976	1,447	73.24	90.94
④ 要管理債権	1,180 (0.64)	1,365 (0.74)	184 (0.10)	511	853	99	11.60	44.73
三月以上延滞債権	12 0.00	10 0.00	△1 (0.00)	10	0	0		
貸出条件緩和債権	1,168 (0.63)	1,354 (0.74)	186 (0.11)	500	853	98		
⑤ 小計=③+④	7,180 (3.91)	7,204 (3.95)	24 (0.04)	4,374	2,830	1,546	54.65	82.18
⑥ 正常債権	176,316 (96.08)	175,111 (96.04)	△1,204(△0.04)			302		
⑦ 債権額合計=⑤+⑥	183,496 (100.00)	182,316 (100.00)	△1,179			1,848		

- リスク管理債権は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則に基づいて開示する不良債権情報です。令和4年3月31日より、区分等が金融再生法による開示債権の区分等に合わせて一本化されました。対象となる債権は、これまでの貸出金に加え、未収利息、仮払金、債務保証見返などが含まれます。
- 金融再生法による開示債権は、金融再生法(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律)に基づいて行う資産査定の結果を開示する不良債権情報です。対象となる債権は貸出金に加え、未収利息、仮払金、債務保証見返などが含まれます。
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 保全率とは、破産更生債権等・危険債権・要管理債権について担保等や貸倒引当金によってどの程度保全されているかを示す比率です。
保全率(%)=(担保等保全額+貸倒引当金)÷債権額×100
- 引当率とは、担保・保証等保全のない債権について貸倒引当金によってどの程度引き当てられているかを示す比率です。
引当率(%)=貸倒引当金÷(債権額-担保等保全額)×100
- ()内は債権額合計に占める割合です。

不良債権の処理額

(単位：百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度
個別貸倒引当金繰入額	176	131
貸出金償却額	138	178
貸出金売却損	0	1
合計	315	311

有価証券の種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国債	34,699	19.47	39,960	21.10
地方債	4,981	2.80	4,354	2.30
社債	54,586	30.63	54,365	28.71
株式	578	0.32	398	0.21
外国証券	36,411	20.45	37,011	19.54
その他の証券	46,930	26.33	53,294	28.14
合計	178,217	100.00	189,385	100.00

当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

有価証券の種類別・残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合計
		国債	令和2年度	2,515	8,878	2,273	24,442
	令和3年度	2,021	7,776	1,118	30,736	—	41,652
地方債	令和2年度	292	3,510	565	193	—	4,561
	令和3年度	2,098	1,475	542	116	—	4,232
社債	令和2年度	5,821	23,682	9,940	11,167	3,590	54,202
	令和3年度	6,929	18,779	12,045	15,299	3,569	56,622
株式	令和2年度	—	—	—	—	580	580
	令和3年度	—	—	—	—	407	407
外国証券	令和2年度	2,881	14,169	17,449	1,795	—	36,295
	令和3年度	4,826	14,213	16,537	1,206	—	36,784
その他の証券	令和2年度	789	17,712	19,067	3,473	9,476	50,519
	令和3年度	3,352	23,020	11,626	3,845	12,596	54,441
合計	令和2年度	12,299	67,953	49,296	41,072	13,647	184,269
	令和3年度	19,228	65,265	41,870	51,204	16,573	194,141

「社債」には、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。

有価証券の時価情報

- 満期保有目的の債券
該当ありません。

- その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額 が取得原価を 超えるもの	株式	103	70	32	72	68	3
	債券	65,779	64,424	1,355	55,823	54,923	900
	国債	13,667	13,194	473	10,916	10,608	307
	地方債	4,561	4,444	117	4,232	4,155	77
	社債	47,550	46,785	764	40,675	40,159	515
	その他	61,618	59,339	2,278	41,377	40,039	1,337
	小計	127,501	123,835	3,666	97,273	95,031	2,241
貸借対照表計上額 が取得原価を 超えないもの	株式	90	100	△10	127	149	△22
	債券	31,093	31,593	△499	46,683	48,102	△1,419
	国債	24,442	24,891	△449	30,736	32,001	△1,264
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	6,651	6,701	△49	15,946	16,101	△154
	その他	22,021	22,772	△750	45,543	47,889	△2,346
	小計	53,205	54,465	△1,259	92,355	96,142	△3,787
合計	180,707	178,300	2,406	189,628	191,173	△1,545	

- 上記の「その他」は外国証券及び投資信託等です。
- 市場価格のない株式等は本表には含めておりません。

- 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

内 容	令和2年度 貸借対照表計上額	令和3年度 貸借対照表計上額
非上場株式	387	207
その他出資金	3,174	4,305
合計	3,562	4,513

(注)非上場株式及びその他出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

内国為替取扱実績高

(単位：百万円)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金	—	—	—	—
振込	186,520	215,184	251,939	213,078
代金取立	1,711	4,718	1,835	4,175
雑為替	29	2,408	4	2,586
合計	188,260	222,310	253,778	219,839

外国為替取次実績高

(単位：千ドル)

区 分	令和2年度	令和3年度
貿易	929	1,166
輸出	0	0
輸入	929	1,166
貿易外	192	900
合計	1,121	2,067

外貨建資産残高

(単位：千ドル)

区 分	令和2年度	令和3年度
外貨建資産残高	80	81

公共債引受額

(単位：百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度
国債	—	—
地方債	—	—
政府保証債	—	—
合計	—	—

公共債窓口販売実績

(単位：百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度
国債	23	6
地方債	—	—
政府保証債	—	—
合計	23	6

オフ・バランス取引の状況

(単位：百万円)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	簿価又は想定元本額	与信相当額	簿価又は想定元本額	与信相当額
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	36,193	—	34,984	—
信用供与に直接的に代替する偶発債務	103	103	101	101
派生商品取引	19,800	1,030	21,200	1,018
その他	30,344	30,327	33,924	32,984
合計	86,442	31,461	90,210	34,104

公共債ディーリング

該当ありません。

金銭の信託

●運用目的の金銭の信託

該当ありません。

●満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

●その他の金銭の信託

(単位：百万円)

令和2年度			令和3年度		
取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額
2,000	2,000	—	2,000	2,000	—

デリバティブ取引

仕組債や投資信託等の金融商品に内包されているもの以外は該当ありません。

自己資本の充実の状況について

定性的な開示

1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金により構成されております。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

(1) 普通出資

- ① 発行主体：新潟県信用組合
- ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：2,260百万円

(2) その他の出資

- ① 発行主体：新潟県信用組合
- ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：100百万円
 - * 100百万円をその他の出資として計上しております。
 - * 平成21年度に行った旧両津信用組合との合併により承継した優先出資100百万円を令和2年3月19日に協同組織金融機関の優先出資に関する法律第15条第1項第1号の規定に基づき消却したことにより、優先出資からその他の出資に振替えたものであります。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法等の概要

地域のお客様からの普通出資及び内部留保による資本の増加を図ることにより、自己資本の充実に向けております。

現在の自己資本比率については9.39%で、引き続き必要とされる国内基準(4.0%)を大きく上回る水準にあります。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクです。当組合では、審査管理部を主管部として厳正な融資審査の実施に万全を期しております。また、大口貸出や特定業種への偏重を避けるために与信集中リスク管理やポートフォリオ管理を徹底し、定期的に管理状況を常務会等に報告を行っております。信用リスク量の計測は、VaRにより行っております。

(2) 標準的手法

- ① リスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関等の名称
有価証券運用において、次の5社を使用しております。
 - (株) 格付投資情報センター(R&I)
 - (株) 日本格付研究所(JCR)
 - スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)
 - ムーディーズ(Moody's)
 - フィッチ・レーティングス(Fitch)
 貸出金については、適合格付機関等は使用しておりません。
- ② エクスポートの種類のリスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関等の名称
 - 投資信託は上記5社を使用
 - 上記以外の有価証券は、フィッチ・レーティングスを除く4社を使用しております。
 エクスポートとは、リスクにさらされている金融資産の総額のことであり、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。

4. 信用リスク削減手法に関する
リスク管理方針及び手続きの概要

リスク削減手法については、適格金融資産担保(担保預金をいいます)に相当する貸出金について簡便手法により信用リスクを削減し、また一定の要件を満たす保証機関等が保証した貸出金についても、保証を信用リスク削減手法として採用しております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の
リスクに関するリスク管理方針及び手続きの概要

派生商品取引の取引相手の信用リスクに関しては、カレント・エクスポート方式により与信額の算出を行っております。

また、仕組債や投資信託等の金融商品に内包されているデリバティブ取引については、金融商品毎の実行権限及び運用枠の中で一元管理をしております。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

取引にあたっては、信用リスクに関する事項・金利リスクに関する事項と同様の方法で運用・管理を行っております。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当組合は、外部格付準拠方式を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理は、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関の名称

信用リスクに関する事項において記載された適合格付機関等を採用しております。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、当組合の業務の過程、従業員の活動、もしくはシステムの不適切や外生的な事象などにより被るリスクです。事務リスク、システムリスク以外の、法務、風評などその他のリスクについてもオペレーショナル・リスクに含めて管理しております。

事務リスクについては業務の種類ごとに、事務部(預金・為替・外国為替)、審査管理部(融資)がそれぞれ担当し、事務の厳正化、効率化に努めています。事故の未然防止のため監査部による監査を営業店、本部に対して年1回実施しているほか、各営業店においても毎月1回の店内検査を行っております。さらに、事務部・審査管理部と監査部の連携による営業店への事務指導や、各種研修の開催を通じて事務能力の向上を図るなど、リスクの軽減に取り組んでおります。

システムリスクについては、当組合が加盟しているしんくみ全国共同センター(SKCC)を通じて、災害、回線障害やコンピューター犯罪等に対する安全対策として、コンピューター回線の二重化・暗号化やバックアップセンターの稼働により、万一の障害にも対応できる体制を整備しております。顧客データに関しても、個人情報保護規程に基づきお客様の情報は適正な方法で入手し厳正な管理・運営体制により取扱うなど、情報の漏洩防止策を講じております。

また、高度化するサイバー攻撃に組織的に対応するため、「サイバーセキュリティ管理の基本方針」の策定、CSIRTを設置するとともに、他金融機関との情報共有・情報連携を実施しています。

法務リスクについては、法令等遵守の徹底を最重要項目として取り組んでおります。具体的な内容は「コンプライアンス(法令等遵守)体制」(P.13)に掲載しております。

また、当組合では風評リスクが他のリスクに連動する重大性を認識し、お客様からの苦情や要望などに対しては速やかに経営陣へ報告し、適切な対応を行っております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

基礎的手法を使用しております。

*基礎的手法とは、「オペレーショナル・リスク＝粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%÷直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数」により算出する手法のことです。

8. 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、統合的リスク管理方針に則り、健全性及び適切性の観点から適正なリスク把握と当組合の経営体力に基づいたリスクコントロールを目的として、リスク資本配賦運営により限度額を設定し管理しております。

株式等の価格変動リスクの計測は、VaR(信頼水準99%、保有期間60日、観測期間1年)により行っており、リスク量はALM委員会に月次で報告しております。

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

当組合では、金利リスクについて、市場リスクの一つとして管理しております。また、金利リスクについては、金融機関が保有する資産・負債のうち市場金利に影響の受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預け金、預金等)を管理対象とし、モニタリング体制の整備等により管理しております。

管理指標としては、VaR法によりリスク量を計測しており、年度当初に設定した限度枠の遵守状況等を含め、ALM委員会に月次で報告しております。さらに、金利の変動による経済価値変化の指標であるΔEVEを計測し、ALM委員会に月次で報告しております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

① 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII並びに当組合が自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
4.50年となっております。
- 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年となっております。
- 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金内部モデル等)及びその前提
金利リスクの算定にあたり、普通預金など満期のない流動性預金については、合理的に預金者行動をモデル化したコア預金内部モデルを使用し、預金種別や人格別の預金残高を統計的に解析し、将来の預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。なお、モデルの検証については定期的にバックテストを実施しております。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、当局が定める保守的な設定値を採用しております。
- 複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出したΔEVE及びΔNIIの正値を単純合算しており、通貨間の相関等は考慮しておりません。
- スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮しておりません。
- 内部モデルの使用等、ΔEVEとΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
コア預金内部モデルについては、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、

ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。

- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
金利リスクの算定にかかる前提に変動はありません。
 - 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当期のΔEVEは8,720百万円であります。計測値については、当組合の自己資本額および保有有価証券の含み損益など、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題ない水準であると判断しております。
- ② 当組合が自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- 金利ショックに関する説明
ΔEVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の経済イベントや、景気シナリオ等に基づく金利変動としております。
 - 金利リスク計測の前提およびその意味(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEと大きく異なる点)
当組合では、有価証券の金利リスクについては、保有期間60日、観測期間1年、信頼水準99%を前提条件としたVaR法による計測を行っております。また、有価証券を除いた金利リスク(預金・貸出金・預け金等)については、保有期間250日、観測期間1,250日、信頼水準99%を前提条件としたVaR法による計測を行っております。

事業年度の開示事項

I. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	18,325	19,004
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,370	2,360
うち、利益剰余金の額	16,022	16,712
うち、外部流出予定額(△)	67	67
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	427	418
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	427	418
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	14	8
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	18,767	19,431
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	26	18
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	26	18
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	61	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	314	339
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	403	357
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	18,364	19,073
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	191,147	193,628
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 2,606	△ 2,008
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 2,713	△ 2,103
うち、上記以外に該当するものの額	107	94
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	8,969	9,423
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	200,116	203,051
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	9.17%	9.39%

自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

II. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	191,147	7,645	193,628	7,745
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	169,397	6,775	169,429	6,777
(i) ソブリン向け	853	34	635	25
(ii) 金融機関向け	21,673	866	21,167	846
(iii) 法人等向け	50,558	2,022	54,216	2,168
(iv) 中小企業等・個人向け	48,118	1,924	46,205	1,848
(v) 抵当権付住宅ローン	2,336	93	2,071	82
(vi) 不動産取得等事業向け	13,752	550	13,685	547
(vii) 三月以上延滞等	911	36	597	23
(viii) 出資等	6,461	258	8,471	338
出資等のエクスポージャー	6,461	258	8,471	338
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	16,321	652	14,505	580
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,447	57	1,447	57
(xi) その他	6,961	278	6,426	257
② 証券化エクスポージャー	3,520	140	4,240	169
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	20,517	820	21,653	866
ルック・スルー方式	20,517	820	21,653	866
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	107	4	94	3
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 2,713	△ 108	△ 2,103	△ 84
⑥ CVA リスク相当額を8%で除して得た額	309	12	305	12
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	9	0	7	0
ロ. オペレーショナル・リスク	8,969	358	9,423	376
ハ. 総所要自己資本額 (イ+ロ)	200,116	8,004	203,051	8,122

1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)~(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形固定資産等が含まれます。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 総所要自己資本額=自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位：百万円)

エクスポージャー区分		信用リスク エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント 及びその他のデリ バティブ以外のオフ バランス取引		債券		デリバティブ取引		三月以上延滞 エクスポージャー	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
地域別区分	国内	386,549	389,967	187,554	186,465	96,214	103,224	—	—	1,189	979
	国外	36,638	37,690	—	—	35,607	36,672	1,030	1,018	—	—
	地域別合計	423,187	427,658	187,554	186,465	131,822	139,897	1,030	1,018	1,189	979
業種区分	製造業	32,564	31,390	18,022	17,484	14,240	13,737	—	—	30	3
	農業、林業	614	647	614	647	—	—	—	—	0	0
	漁業	22	26	22	26	—	—	—	—	—	—
	鉱業、採石業、砂利採取業	753	751	753	751	—	—	—	—	40	23
	建設業	27,692	27,477	26,691	26,276	1,000	1,201	—	—	255	119
	電気・ガス・熱供給・水道業	8,319	10,300	175	161	8,144	10,138	—	—	—	—
	情報通信業	4,106	3,890	264	260	3,788	3,576	—	—	10	9
	運輸業、郵便業	6,094	6,765	2,884	2,854	3,209	3,910	—	—	10	10
	卸売業、小売業	24,395	22,915	18,483	17,805	5,911	5,110	—	—	141	116
	金融業、保険業	125,612	123,038	8,856	8,491	36,552	40,376	1,030	1,018	—	—
	不動産業	26,241	27,253	17,083	16,665	6,424	6,620	—	—	190	217
	物品賃貸業	779	1,077	779	1,077	—	—	—	—	—	—
	学術研究、専門・技術サービス業	1,911	1,824	1,911	1,824	—	—	—	—	—	—
	宿泊業	3,300	3,628	3,300	3,628	—	—	—	—	251	230
	飲食業	6,897	6,702	6,897	6,702	—	—	—	—	87	72
	生活関連サービス業、娯楽業	8,628	8,669	8,628	8,669	—	—	—	—	50	70
	教育、学習支援業	268	240	268	240	—	—	—	—	—	—
	医療、福祉	1,753	1,847	1,753	1,847	—	—	—	—	0	—
	その他のサービス	7,660	7,695	5,421	5,256	2,214	2,415	—	—	8	8
	その他の産業	2,015	3,025	2,015	3,025	—	—	—	—	—	—
	国・地方公共団体等	78,050	80,503	27,714	27,693	50,335	52,809	—	—	—	—
個人	34,808	34,615	34,808	34,615	—	—	—	—	111	96	
その他	20,694	23,368	200	457	—	—	—	—	—	—	
業種別合計	423,187	427,658	187,554	186,465	131,822	139,897	1,030	1,018	1,189	979	
期間区分	1年以下	108,535	95,451	29,151	33,678	11,798	16,141	128	167		
	1年超5年以内	97,424	104,604	41,804	38,886	49,260	41,536	358	176		
	5年超10年以内	95,352	97,254	64,269	66,373	29,489	30,206	544	675		
	10年超	89,862	95,539	52,088	47,026	37,774	48,513	—	—		
	期間の定めのないもの	12,356	11,415	13	15	3,500	3,500	—	—		
	その他	19,656	23,393	228	485	—	—	—	—		
	残存期間別合計	423,187	427,658	187,554	186,465	131,822	139,897	1,030	1,018		

- 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフバランス取引の与信相当額の合計額です。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
- 上記の「その他」は、業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、有形固定資産、その他の証券、買入金銭債権等が含まれます。
- CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
- 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和2年度	413	410	—	413	410
	令和3年度	410	401	—	410	401
個別貸倒引当金	令和2年度	1,774	1,410	540	1,234	1,410
	令和3年度	1,410	1,447	94	1,315	1,447
合計	令和2年度	2,187	1,821	540	1,647	1,821
	令和3年度	1,821	1,848	94	1,726	1,848

当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	目的使用		その他		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製造業	46	52	52	56	2	9	45	42	52	56	11	30
農業、林業	—	0	0	—	—	0	—	—	0	—	10	1
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	12	11	11	4	—	11	12	0	11	4	—	6
建設業	80	125	125	63	16	26	63	98	125	63	49	68
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	416	1	1	0	299	—	116	1	1	0	—	—
運輸業、郵便業	6	5	5	5	2	0	3	5	5	5	2	—
卸売業、小売業	83	83	83	83	4	18	78	64	83	83	8	41
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	223	45	45	80	188	8	34	37	45	80	27	17
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1	2	2	2	—	—	1	2	2	2	—	—
宿泊業	80	83	83	273	—	13	80	248	83	273	—	—
飲食業	66	247	247	80	2	2	64	66	247	80	14	5
生活関連サービス業、娯楽業	563	563	563	578	—	—	563	563	563	578	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	23	25	25	77	4	—	19	25	25	77	3	—
その他のサービス	26	15	15	19	16	—	10	15	15	19	7	2
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	142	146	146	122	2	3	139	142	146	122	4	3
合計	1,774	1,410	1,410	1,447	540	94	1,234	1,315	1,410	1,447	138	178

1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	1,789	102,402	1,746	109,038
10%	—	21,610	—	19,856
20%	112,382	529	106,024	537
35%	—	6,684	—	5,929
40%	1,603	—	1,603	—
50%	38,473	560	46,799	823
70%	907	—	1,407	—
75%	—	65,087	—	61,352
100%	11,938	53,641	11,340	56,042
120%	300	—	400	—
150%	—	398	—	183
250%	—	4,875	—	4,571
合計	167,395	255,791	169,322	258,335

- 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
- エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
- コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産 担保		保 証		クレジット・ デリバティブ	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー	35,065	36,890	5,244	7,137	—	—
① ソブリン等向け	—	—	—	434	—	—
② 金融機関向け	26,500	28,100	—	—	—	—
③ 法人等向け	2,114	2,480	425	384	—	—
④ 中小企業等・個人向け	5,940	5,725	4,779	6,282	—	—
⑤ 抵当権付住宅ローン	11	12	9	5	—	—
⑥ 不動産取得等事業向け	231	261	—	—	—	—
⑦ 三月以上延滞等	25	—	4	6	—	—
⑧ その他	243	311	26	24	—	—

- 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。
- 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。
- 「その他」とは、①～⑦に区分されないエクスポージャーです。具体的には、中小企業等・個人向けのうち名寄せ後1億円超の先が含まれます。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の

取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	カレント・ エクスポージャー方式	カレント・ エクスポージャー方式	カレント・ エクスポージャー方式	カレント・ エクスポージャー方式
与信相当額の算出に用いる方式				
グロス再構築コストの額の合計額	—	—	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を実算する前の与信相当額を差し引いた額	—	—	—	—

なお、仕組債等の金融商品に内包されている派生商品のグロス再構築コストは上記記載に含めておりません。

	担保による信用リスク削減手法の効果を実算する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を実算した後の与信相当額	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
① 派生商品取引合計	1,030	1,018	1,030	1,018
(i) 外国為替関連取引	395	376	395	376
(ii) 金利関連取引	69	61	69	61
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	26	56	26	56
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	540	525	540	525
② 長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	1,030	1,018	1,030	1,018

上記計上額は仕組債等の金融商品に内包されているもののみとなっており、それ以外に残高はございません。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
仕組債	—	—	6,400	6,400

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

該当ありません。

ロ. 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び

主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	10,565	—	12,210	—
(i) 住宅ローン債権	1,399	—	1,124	—
(ii) オートローン債権	2,263	—	3,846	—
(iii) その他個人向け債権	4,000	—	4,338	—
(iv) 事業者向け貸付債権	2,902	—	2,901	—

(注)再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和2年度		令和3年度		令和2年度		令和3年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
50%未満	7,692	—	8,809	—	65	—	68	—
100%未満	2,602	—	3,401	—	75	—	101	—

- 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
- 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	3,228	3,228	4,202	4,202
非上場株式等	5,032	—	5,982	—
合計	8,260	3,228	10,185	4,202

貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
売却益	5	48
売却損	9	4
償却	—	—

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
評価損益	363	349

(注)「貸借対照表で認識され、かつ損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
評価損益	—	—

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式の評価損益です。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	46,283	47,530
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

【銀行勘定における金利リスクに関する事項】

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ		ロ	
		ΔEVE		ΔNII	
		令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度
1	上方パラレルシフト	8,720	7,906	1,204	1,169
2	下方パラレルシフト	0	0	192	191
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	8,720	7,906	1,204	1,169
		ホ		へ	
		令和3年度		令和2年度	
8	自己資本の額	19,073		18,364	

金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

このディスクロージャー誌は、「協同組合による金融事業に関する法律」(協金法)第6条において準用する銀行法第21条に基づいて作成しております。

○印は、協金法施行規則に定められた法定開示項目であり、◎印は、金融再生法に定められた法定開示項目です。

ごあいさつ	1	経営管理体制に関する事項	
概況及び組織に関する事項		○ リスク管理体制	12・13
事業方針(経営理念、経営ビジョン)	2・3	○ コンプライアンス(法令等遵守)体制	13
○ 事業の組織	38	○ マネー・ローndリング及びテロ資金供与対策に係る管理体制	14
○ 役員一覧(理事及び監事の氏名、役職名)	38	○ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	11
総代、総代会	14・15	財産の状況	
報酬体系について	16	○ 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書	42・43
○ 会計監査人の名称	38	○ リスク管理債権の状況	51
○ 店舗一覧(事務所の名称、所在地)	39	◎ 金融再生法による開示債権と引当の状況	51
ATM・CDの設置状況	39	○ 有価証券、金銭の信託の評価	52・53
主要な事業の内容		外貨建資産残高	53
○ 主要な事業の内容	37	オフ・バランス取引の状況	53
営業のご案内	30～37	○ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	58
業務に関する事項		○ 貸出金償却額	51
経営環境、第19次中期経営計画	4・5	○ 法定監査の状況	43
○ 業績の概要・状況	6～9	財務諸表の適正性、内部監査の有効性	43
○ 経常収益	9	その他の業務	
○ 経常利益	9	個人情報保護	11
業務純益	48	地域貢献情報	18～29
○ 当期純利益	9	○ 中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取り組み状況	17
○ 出資総額、出資総口数	9	地域密着型金融の取り組みと金融仲介機能の 発揮状況について	18～20
○ 純資産額	9	金融商品に係る勧誘方針	37
○ 総資産額	9	電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針	37
○ 預金残高	9	沿革・あゆみ	40
○ 貸出金残高	9	各種手数料	35・36
○ 有価証券残高	9		
○ 自己資本比率	9	自己資本の充実の状況	
○ 出資配当金	9	定性的な開示	54・55
○ 職員数	9	定量的な開示	
主要業務に関する指標		○ 単体における開示事項	56～60
○ 業務粗利益、業務粗利益率	48		
○ 資金運用収支、役務取引等収支、その他業務収支	48		
○ 資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高、 利回り、資金利鞘	48		
○ 受取利息、支払利息の増減	48		
役務取引の状況	48		
その他業務収益の内訳	48		
経費の内訳	48		
○ 総資産経常利益率	48		
○ 総資産当期純利益率	48		
預金に関する指標			
○ 預金科目別平均残高	49		
預金者別預金残高	49		
財形貯蓄残高	49		
職員1人当たり預金残高	48		
1店舗当たり預金残高	48		
○ 定期預金の固定・変動金利区分別残高	49		
貸出金等に関する指標			
○ 貸出金科目別平均残高	50		
○ 担保の種類別の貸出金残高・債務保証見返額	51		
○ 貸出金の固定・変動金利区分別残高	50		
○ 貸出金使途別内訳	50		
○ 貸出金業種別内訳・構成比	50		
○ 預貸率	48		
消費者ローン・住宅ローン(個人向け)残高	50		
職員1人当たり貸出金残高	48		
1店舗当たり貸出金残高	48		
有価証券に関する指標			
○ 商品有価証券の種類別平均残高	52		
○ 有価証券の種類別平均残高	52		
○ 有価証券の種類別・残存期間別残高	52		
○ 預証率	48		



新潟県信用組合

編集：新潟県信用組合 総務部
〒951-8114 新潟県新潟市中央区営所通一番町302番地1 TEL 025-228-4111
〈URL〉 <https://www.niigata-kenshin.co.jp/>



このディスクロージャー誌の印刷に使用した電力量 500kWh は、自然エネルギーでまかなわれています。



このディスクロージャー誌は植物油インキで印刷しています。